



TAGAMI

TAGAMI TOWN 6TH MASTER PLAN 2022~2031

第6次田上町総合計画

前期基本計画

第6次総合計画 前期基本計画の体系	22
前期基本計画策定にあたって	24
第1章 誰もが安心して暮らせるまち	26
第2章 安心して健やかにすごせるあたたかいまち	52
第3章 集いと学びで希望あふれるまち	72
第4章 交流とにぎわいで活力あふれるまち	88
第5章 きずなと協働でつながるまち	100
第6章 10年後も誰もが住み続けたいまち	112
第7章 重点プロジェクト	116
第8章 計画の実現に向けて	118

第6次総合計画 前期基本計画の体系

誰もが安心して暮らせるまち

1-1 安全な生活の確保

- 1-1-1 防災対策の充実
- 1-1-2 河川の整備
- 1-1-3 消防・救急体制の充実
- 1-1-4 雪対策の強化
- 1-1-5 交通安全・防犯対策の強化

1-2 環境にやさしいまちづくりの推進

- 1-2-1 自然環境の保全と景観形成
- 1-2-2 排水処理の充実
- 1-2-3 ごみの減量化・リサイクルの推進

1-3 快適な住環境の整備

- 1-3-1 道路の整備
- 1-3-2 公共交通の充実
- 1-3-3 総合的土地利用での住環境の整備推進
- 1-3-4 公園・緑地の整備
- 1-3-5 水道の安定供給

安心して健やかにすごせるあたたかいまち

2-1 保健・医療の充実

- 2-1-1 保健事業の充実
- 2-1-2 健康づくりの推進
- 2-1-3 地域医療の充実

2-2 高齢社会対策の充実

- 2-2-1 長寿時代のまちづくり
- 2-2-2 高齢者福祉の充実
- 2-2-3 生きがい対策の充実

2-3 あたたかな福祉の推進

- 2-3-1 福祉風土の醸成
- 2-3-2 障がい者福祉の充実
- 2-3-3 児童・母子（父子）福祉の充実
- 2-3-4 社会保障の充実

集いと学びで希望あふれるまち

3-1 子ども達への教育	3-1-1 幼児教育の充実 3-1-2 家庭・地域との連携 3-1-3 田上の12か年教育の推進 3-1-4 教育支援の充実
3-2 生涯学習の推進	3-2-1 生涯学習の推進 3-2-2 生涯スポーツの推進
3-3 芸術・文化の振興	3-3-1 芸術・文化の振興 3-3-2 文化財と伝統芸能の継承

交流とにぎわいで活力あふれるまち

4-1 農林業の推進	4-1-1 農林業の振興
4-2 商工業の育成	4-2-1 商業・サービス業の育成 4-2-2 工業の育成 4-2-3 雇用労働対策の強化
4-3 地域資源を生かした産業の促進	4-3-1 観光の振興 4-3-2 地域資源を活用した活動の促進

きずなと協働でつながるまち

5-1 町民参加の基礎づくり	5-1-1 人権の尊重と男女共同参画の推進
5-2 町民の参加・交流の促進	5-2-1 コミュニティ活動の促進 5-2-2 町民参加と多様な交流の推進
5-3 効率的な行財政の推進	5-3-1 行政サービスの充実 5-3-2 健全な財政運営の推進 5-3-3 広域行政の推進

10年後も誰もが住み続けたいまち

6-1 人口問題への対応	6-1-1 人口減少問題への対応
6-2 情報の共有及び提供	6-2-1 情報の発信力強化と広報・広聴活動の推進

前期基本計画策定にあたって

前期基本計画では、基本構想の実現に向けて分野別の取り組みを示していますが、その策定においても、『みんなと決める、みんなと進める』という考え方のもと、町民や各団体と意見交換を行い、その意見や想いをとらえ、基本計画に反映させてきました。

町長との座談会

目的 町の各産業や子育て世代の現状を把握するとともに意見交換を行いました。結果は、前期基本計画及び総合戦略策定の参考としました。

概要

開催日	令和3年6月14日(月)	令和3年6月25日(金)	令和3年6月30日(水)
参加者	JA 青年部・女性部 16名	商工会青年部 12名	竹の友幼稚園 田上いずみルーテル幼稚園 保護者 4名
開催時間	午後2時～	午後7時～	午後1時～
会場	田上町交流会館	田上町役場	田上町交流会館

■JA 青年部・女性部（令和3年6月14日）

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農するために農地と人をマッチングしてくれるとよい。 農家同士のつながりが欲しい。60～70代の農業者と青年層が情報共有する場が欲しい。 「道の駅たがみ」が出来たおかげで売上が上がった。 など <p>〔意見を参考にした施策〕 4-1-1 農林業の振興</p>
------	---

■商工会青年部（令和3年6月25日）

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地の誘致、せっかくいい道路もあるので、もっと大きな工場を呼んでほしい。工場同士のつながりから、仕事が流れてくる可能性もある。 「道の駅たがみ」からお客さんが流れてきているので、「道の駅たがみ」に町内マップがあると助かる。 など <p>〔意見を参考にした施策〕 4-2-3 雇用労働対策の強化、4-3-1 観光の振興</p>
------	---

■竹の友幼稚園、田上いずみルーテル幼稚園保護者（令和3年6月30日）

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に入ってから年代の子どもが、屋内で遊べる場所がない。天気によって左右されない室内の遊べる場所があると良い。 田上は土地が探しにくい。自宅で（土地が）探せるような仕組みがあると良い。 など <p>〔意見を参考にした施策〕 3-1-2 家庭・地域との連携 1-3-3 総合的土地利用での住環境の整備推進</p>
------	---

町民懇談会

町民懇談会の目的

第6次総合計画の策定に向け、基本構想（素案）を中心に次期総合計画の概要、まちづくりの方向性を町民に説明し、意見交換を行うために実施しました。

実施期間・会場

開催日	開催時間	会場	参加者数
令和3年 11月23日(火・祝)	午後1時30分～ 午後7時00分～	湯川公会堂 なかだなひろば	18 20
11月24日(水)	午後7時00分～	保明交流センター	5
11月25日(木)	午後7時00分～	羽生田公民館	6
11月27日(土)	午後1時30分～	コミュニティセンター	17
	午後7時00分～	田上町交流会館	14
11月28日(日)	午後1時30分～	地域学習センター	14
	午後7時00分～	老人福祉センター	11
11月29日(月)	午後1時30分～	上横場公民館	3
11月30日(火)	午後4時00分～	曾根ふれあいセンター	7

※令和3年11月23日～12月7日の期間、田上町交流会館と、Webでアンケートも行いました。
（回答数：交流会館4件、Web3件）

実施結果

基本構想・基本計画の記載内容の変更が必要なご意見はありませんでした。

町民懇談会で頂いたご意見については、各課・局で共有し、これからの参考とさせていただきます。

頂いた意見	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地・空き家対策を町が主体となって行ってほしい。 ・デマンドタクシーが使いづらい。（行きたい場所が指定できない、医療機関受診の場合に帰りの予約が取りづらい） ・ごみの分別をもっと推進してはどうか。 ・町民の願いや想いが町に届くようなシステムを作ってほしい。 ・農業従事者の高齢化、減少について対策してほしい。 ・町民懇親会の説明では抽象的でわかりづらい。 <p style="text-align: right;">など</p>
-------	---

第1章 誰もが安心して暮らせるまち

第1節 安全な生活の確保

1-1-1 防災対策の充実

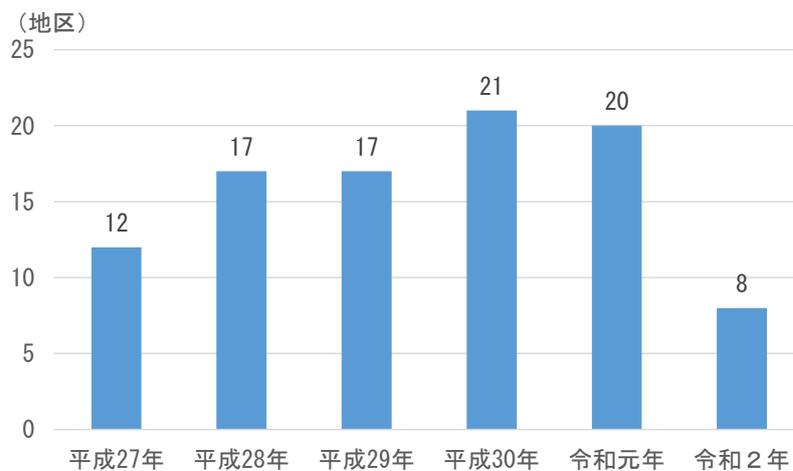
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・国土強靱化計画との調和を図りながら、地域防災計画に基づき、各地区に設置された防災リーダー[※]を含む自主防災組織を中心とした自助・共助を主体に、公助となる町がバックアップできる体制づくりを目指します。
- ・民生委員や福祉施設等の関係機関と相互に連携した防災訓練を実施し、災害の予防、応急対応、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指します。

現状と課題

- ・各自主防災組織に防災リーダーの育成や防災資機材の整備に対する支援を行い、防災体制の強化を図りました。
- ・社会情勢の変化や地域の状況を反映した地域防災計画の見直しを行い、感染症対策を踏まえた災害対応や災害対策本部機能の強化、関係機関との連携強化を図ることが重要です。
- ・各地で毎年のように自然災害が発生している状況の中、町民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせるように防災体制の充実を図り、町民へ防災意識の向上を図る必要があります。
- ・また、逃げ遅れ防止を図るため、要支援者への支援体制の構築が急務となっています。



各組織における防災訓練・講習会実施状況（全21地区）

※R2は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため実施回数が減少。

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の活動を継続的に支援し、組織力がより活発化するよう、各自主防災組織単位での防災訓練実施を促進し、防災に関する知識や意識の向上を目指します。 ・ 地域防災計画や各種対応マニュアルの随時見直しを行い、災害対策本部を中心に職員の災害対応力を向上させるとともに、災害対応業務の標準化を目指します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
防災体制の強化	自主防災組織主体の訓練の実施	8 地区	21 地区	全地区での防災訓練実施を目指します。
	自主防災組織、関係機関及び町と一体となった防災訓練の実施	0 回/年	1 回/年	平成 26 年実施以降、未実施のため、年 1 回の防災訓練実施を目指します。

【注釈】

※防災リーダー： 自主防災組織の一員として、防災訓練の主体的参画、地域住民への防災技術の指導、防災知識の普及・啓発等を行う人材。

1-1-2 河川の整備

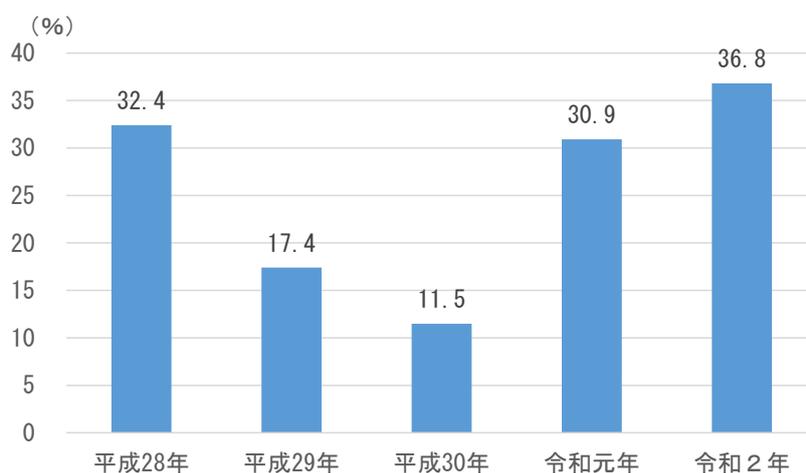
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・町管理の普通河川・水路等の維持管理を継続的に実施し、排水対策における事業計画の作成、早期改修整備の推進に努め、水害のないまちづくりを目指します。
- ・国県管理の河川事業については、五社川の早期改修整備を引き続き要望していきます。

現状と課題

- ・町管理の普通河川・水路は整備当初から年数が経過しており、経年劣化が進んでいる箇所もあります。
- ・近年の気象状況の特徴としては短時間で多量の降雨をもたらす傾向にあり、道路冠水が確認される箇所もあります。このような事から道路冠水や排水不良など水害対策が必要な箇所については、整備改修を進めていく必要があります。また、既存の河川・水路に関しても、浚渫[※]等の維持管理を継続的に行っていく必要があります。



地区要望に伴う町内河川改良関連事業の採択率

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)町管理の普通河川・水路の整備	・道路冠水や排水不良となっている河川・水路の整備改修の実施及び既存の河川・水路の浚渫による維持管理を継続します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
町管理の普通河川・水路の整備	地区要望に伴う河川改良関連事業の採択率	36.8%	40.0%	過去の河川改良関連事業採択率から算出しました。 河川の改良・維持を推進し水害のないまちづくりを実施していきます。

【注釈】

※浚渫（しゅんせつ）：河川や調整池等、川底などに堆積した土砂を取り除くこと。

1-1-3 消防・救急体制の充実

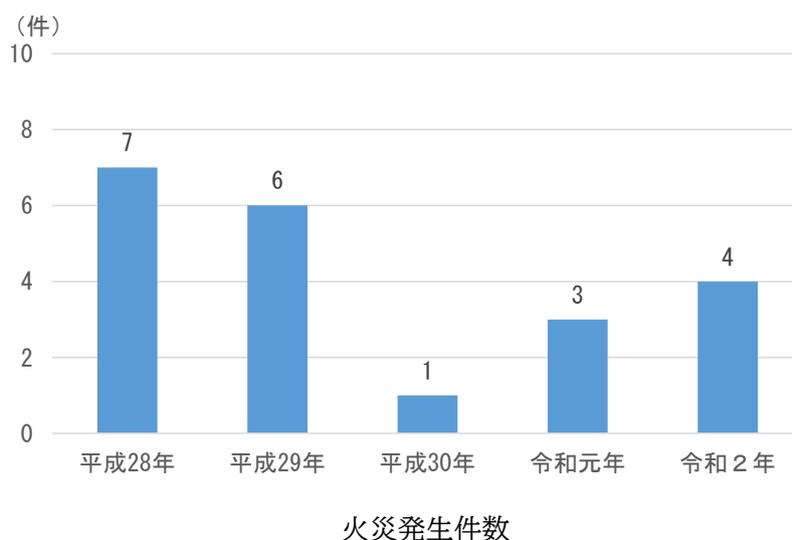
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・消防団員の人員確保に努め、災害対応力の向上と消防資機材の整備により、消防・救急体制の更なる充実・確保を図ります。

現状と課題

- ・加茂市と平成元年4月に広域消防体制を確立し、救助工作車や高規格救急車、指令車などを配備し、消防・救急救助体制の充実を図っています。
- ・消防団は、1団本部、12分団の組織編成により、地域防災の要として重要な責務を果たしています。
- ・近年発生している様々な自然災害対応に向けて、救助・救急・医療活動等が迅速に行われる対応力の強化が求められています。
- ・人口が減少する中、消防団員数も減少傾向にあるため、消防団員の確保が課題となっています。



資料：加茂地域消防本部

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)地域消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防資機材や消防水利の維持管理を適切に行い、消防活動に必要な装備・施設を確保します。 ・消防団への加入を促進するとともに、団員の知識・技術の向上を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ・消防資機材・消防水利の維持管理 ・消防団員の消防学校への派遣
(2)高度救急体制の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに高度救急体制を強化するため、必要な人材（運用救急救命士など）の確保を行います。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
地域消防力の強化	消防学校への派遣 団員数	0人	2人	年平均値である2人の参加を維持します（令和2年度はコロナの影響で不参加）。
高度救急体制の充実・確保	運用救急救命士の 維持	16人	16人	加茂地域消防本部による救急救命士養成計画に基づき、研修所への派遣を隔年で実施し、運用救急救命士の維持を図ります。

1-1-4 雪対策の強化

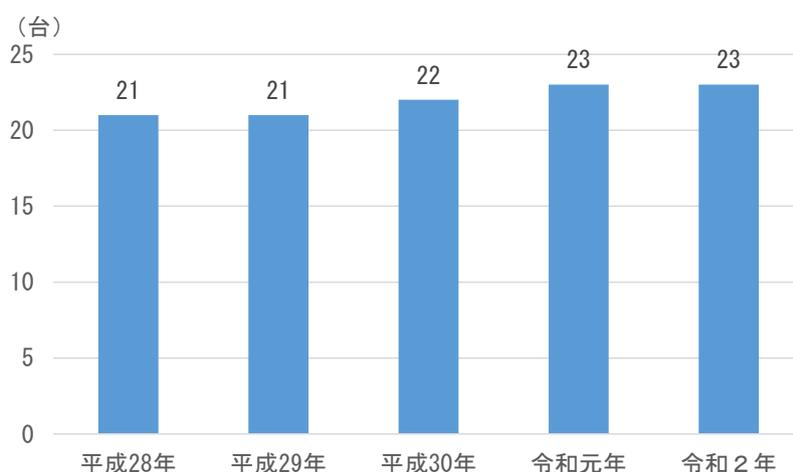
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・ 除雪車両を主体とした機械除雪を実施し歩車道ともに車両及び歩行者が安全に通行できるような除雪の実施に努めます。
- ・ 既存の消雪施設の維持管理も徹底して行き、安心安全な生活道路の確保に努めます。

現状と課題

- ・ 冬期間の生活道路の確保に向けた除雪対策に努めていますが、町民の生活様式の多様化や短時間で多量の降雪があった際、除雪の対応が間に合わない状況が多くなっています。反面、除雪車のオペレーターは高齢化に加え新たな担い手の不足が進展しており、安定した除雪体制の確保が課題となっています。
- ・ 消雪施設についても経年劣化により修繕箇所数や調整頻度が増加してきているのが現状です。このような状況から、町民の日常生活の安定性を確保できるように、生活道路の確保に向けた除雪対策を強化していく必要があります。
- ・ 事業の実施にあたっては、除雪計画の見直しを行い、町民のニーズに応えられる効率的な除雪作業が実施できるようにしていく必要があります。また、経年劣化している消雪施設は適切な維持管理を定期的実施し、機能維持に努めていきますが、将来的には施設の更新を検討していく必要があります。



町内除雪車稼働台数の推移

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)道路の安全性の確保	・ 除雪計画の見直しを行い、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、町民の生活に支障が生じないようにします。
(2)消雪施設の維持管理	・ 消雪パイプの維持管理及び点検作業を重点的に行い、町民の生活に支障が生じないようにします。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
道路の安全性の確保	除雪車の稼働台数	23台	23台	町民の生活道路を確保するため、現況台数を維持していきます。
消雪施設の維持管理	消雪パイプの修繕件数	40件	30件	既設消雪施設の点検を強化し、機能を維持管理していきます。また、著しく経年劣化している箇所は更新します。

1-1-5 交通安全・防犯対策の強化

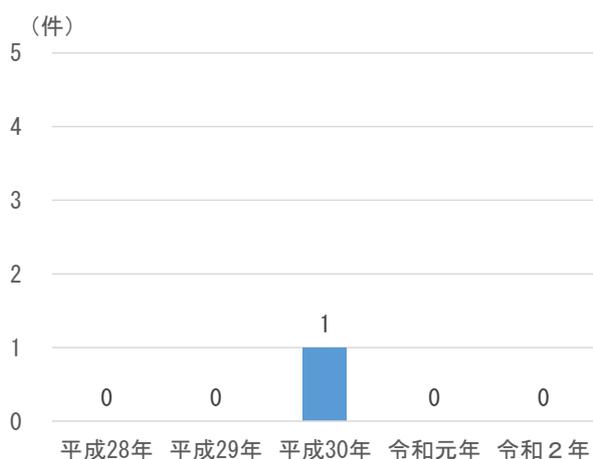
基本方針

■5年後の目標・方針

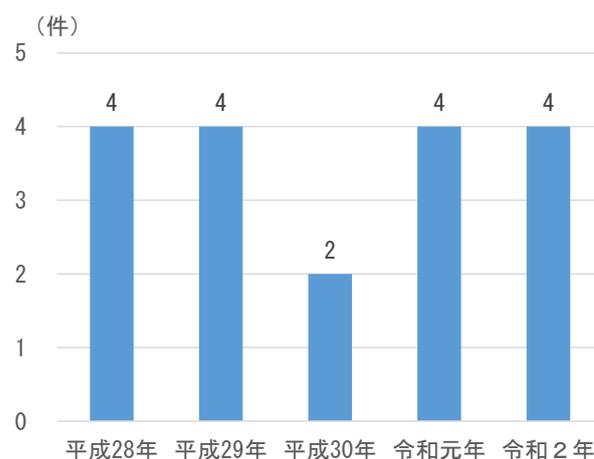
- ・交通安全施設の整備や維持管理を行い、交通事故の防止に努め、町民の安全で安心な生活の確保を図ります。
- ・犯罪被害ゼロの地域社会を実現し、町民の安全で安心な生活の確保を図ります。

現状と課題

- ・町内の交通事故は、交差点やその付近で発生しており、また、高齢者による交通事故が依然多く発生しています。
- ・交通情勢の変化に対応した安全施設の整備や交通環境の改善、交通安全思想と交通マナーの普及・高揚を進め、継続して交通事故の減少に努める必要があります。
- ・警察署等関係機関や団体との協力による交通安全指導體制を強化し、地域が一体となって交通事故防止を進めることが重要です。
- ・警察をはじめ、防犯協会や安全で安心なまちづくり推進協議会などの構成団体の協力のもと、防犯活動の推進整備を図り、犯罪のない環境づくりを進めていく必要があります。



死亡交通事故発生件数



自転車盗難件数

資料：加茂警察署

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)交通安全施設の整備	・関係機関に信号機や横断歩道等の設置に係る要望を行います。また交通安全施設の設置や維持管理を行い、交差点における交通事故を抑制します。
(2)交通安全意識の向上	・警察及び交通安全協会と協力しながら、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の未然防止を推進します。
(3)防犯環境・体制の整備	・警察や防犯協会、教育委員会等の関係機関と連携し、犯罪が起きにくい環境・体制の整備を推進します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
交通安全施設の整備	交通事故死者数	0人/年	0人/年	死亡事故ゼロを継続します。
交通安全意識の向上				
防犯環境・体制の整備	犯罪（自転車盗） 認知件数	4件/年	0件/年	犯罪発生ゼロを目指します。

第2節 環境にやさしいまちづくりの推進

1-2-1 自然環境の保全と景観形成

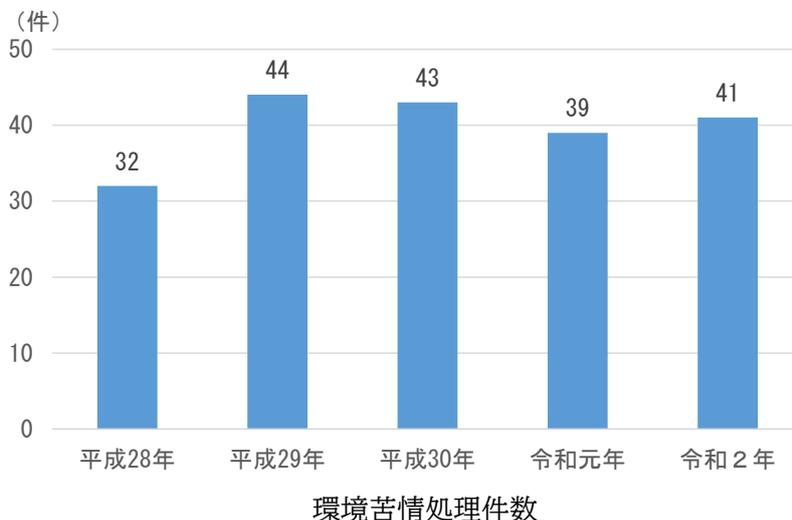
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・豊かな自然に恵まれた快適な生活環境を維持するため、町民や事業者などとの協働による環境保全活動の推進に努めます。
- ・脱炭素社会※（温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする社会）の実現に向けて、町の施設等で取り組める施策について研究していきます。

現状と課題

- ・現在自然環境については、山林や農地など豊富な自然環境を有している状況にあるといえます。
- ・町の景観形成で道路街路樹が植栽されていますが、枝木の剪定等の課題があります。今後も道路パトロールを強化し、交通に支障なく景観を損なわないような街路樹の維持管理を行っていく必要があります。
- ・地域住民の協力による一斉清掃等の環境美化活動を実施していますが、高齢化などで行き届かない箇所があります。今後も官民連携によって地域の環境美化向上に取り組んでいく必要があります。
- ・不在地主の土地における草刈要請などの環境苦情処理件数は、横ばいの状況にあります。
- ・ボランティア団体や事業者などと連携し、毎年春に空き缶回収を実施していますが、依然として散乱ごみは減っていない状況にあります。今後もパトロールの強化や不法投棄禁止看板の設置などにより、引き続き環境美化の向上に取り組んでいく必要があります。
- ・「花いっぱい運動」では、あじさいの苗木等を交付していますが、申請件数は減少傾向にあります。「花いっぱい運動」は、町の豊かな景観形成に有効であることから、各地区へ周知を図り取り組んでいく必要があります。
- ・地球温暖化の防止に向けて、町民の地球温暖化問題などに関する啓発の取り組みが必要です。



資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)地域性豊かな景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの緑化施設の維持管理を行い、景観豊かなまちづくりを目指します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設における緑化維持管理 花いっぱい運動
(2)美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区による地域一斉清掃を通じて、地域の環境美化に対する意識の向上を図ります。 空き缶回収を通じて環境美化に対する意識の向上を図ります。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
地域性豊かな景観づくり	道路植樹管理の実施件数	5箇所	5箇所	景観を維持するために、現状の管理数を維持します。
美化活動の推進	環境苦情処理件数	41件	35件	過去実績を参考に算出。所有者への適正管理を促します。
	地区清掃実施件数	35地区	35地区	過去実績に基づいて算出。地域の環境美化を目指します。

【注釈】

※脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

1-2-2 排水処理の充実

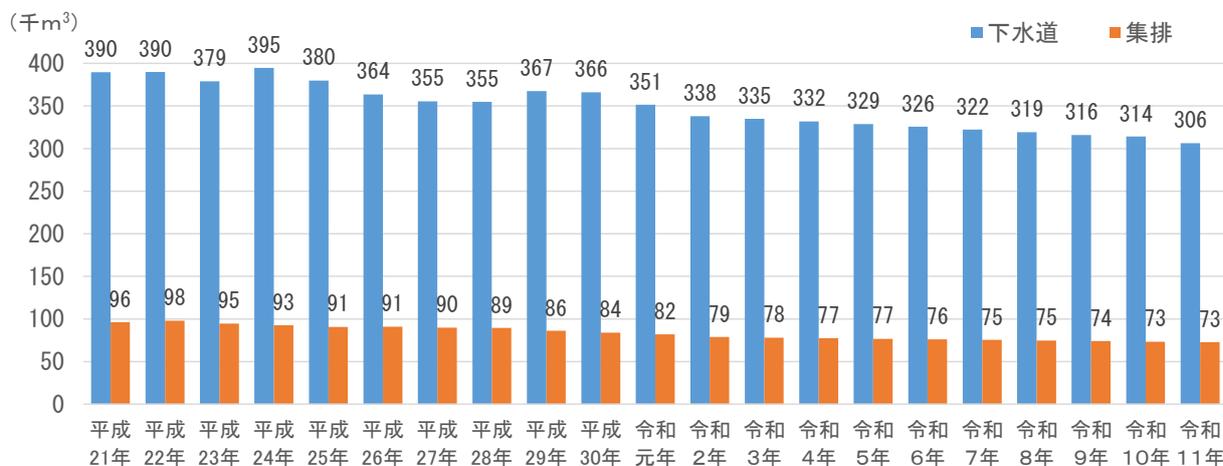
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・人口減少等に伴い有収水量※が減少傾向にある状況を踏まえ、持続性のある下水道・集落排水事業の経営を行います。
- ・雨水による浸水被害を軽減するため、緊急性を要する浸水対策を実施します。
- ・下水道の汚水処理未整備区域内においては、当面の間、合併処理浄化槽の設置を推進します。

現状と課題

- ・水質保全による快適な生活環境が求められている中、下水道・集落排水施設の保守点検等を行い、適正な維持管理に努め、生活排水の処理を行っています。
- ・人口減少等に伴い有収水量が減少傾向にある状況を踏まえ、今後とも持続性のある事業を継続していくために、より効果的・効率的な下水道・集落排水事業の運営を図る必要があります。
- ・環境を重視した下水道・集落排水を推進していくため、今後も引き続き、下水道・集落排水のPR及び啓発活動等による加入促進に努めていく必要があります。
- ・公共下水道（特環：汚水）については、効率的な維持管理と施設設備の長寿命化を図る必要があります。
- ・公共下水道（公共：雨水）については、雨水による浸水被害を軽減するため、緊急性を要する浸水対策を実施する必要があります。
- ・公共下水道（公共：汚水）については、今後も計画の見直しや検討を行い、必要に応じた法手続き等を行う必要があります。



有収水量の推移と予測

資料：田上町下水道事業経営戦略・田上町集落排水事業

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 効率的な下水道事業運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な保守点検及び改築（修繕）を行うことによる適正な維持管理を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道・集落排水事業経営の健全化 ・ 下水道未接続者への普及促進 ・ 田上処理分区の改築更新 ・ 田上中央処理分区の浸水対策

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
効率的な下水道事業運営の推進	適正な維持管理経営の健全化	営業収支比率 (下水道・集排) 112.25%	営業収支比率 (下水道・集排) 100.00%	人口減少等に伴い有収水量が減少傾向にある状況を踏まえた営業収支比率を目標とします。
	普及促進	未接続世帯 94戸	未接続世帯 76戸	下水道・集落排水への未接続世帯の減少を目標とします。
	浸水対策	下吉田川排水区 (雨水調整池2基)	新川排水区 (雨水調整池1基)	雨水事業計画の整備状況を目標とします。

【注釈】

※有収水量：下水処理場で処理した下水道使用料徴収の対象となる水量。

1-2-3 ごみの減量化・リサイクルの推進

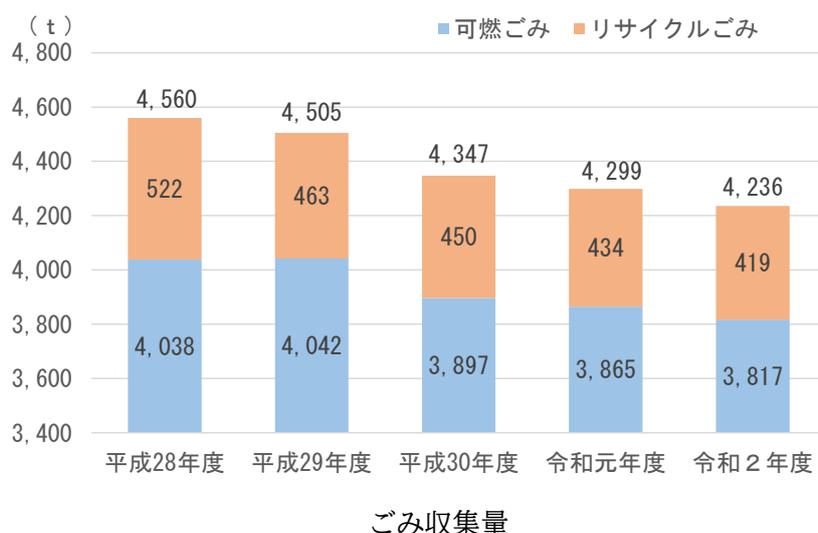
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・3R^{*}の取り組みを推進するとともに、より一層のリサイクルの推進を図るための分別収集体制を検討します。
- ・町民の環境意識の向上が高まっているごみの減量化及び再資源化の推進に努めます。

現状と課題

- ・人口減少に伴い、町のごみ収集量は年々減少傾向にあります。一方で、リサイクル量全体が減少していることから、一層のごみの減量化とリサイクルの推進を図る取り組みの強化が必要です。
- ・再生資源^{*}の分別収集及び回収団体への補助を継続し、より一層の意識高揚を図る必要があります。
- ・加茂市・田上町消防衛生保育組合が設置するごみ焼却施設については、施設の経年劣化が著しいため施設の延命化を進めるとともに、施設更新の検討にあわせてごみ袋有料化の検討も行っていく必要があります。



資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)ごみ処理施設の運営	・今後のごみ処理の方向性や施設のあり方について、加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合と検討し、ごみ処理施設整備基本構想を策定します。
(2)ごみの減量化の促進	・生ごみの堆肥化を推進するとともに、ごみ袋有料化など効果的な減量化策を検討していきます。
(3)再生資源の推進	・3R を推進し分別収集の徹底を図ります。また、再生資源回収団体補助制度の啓発に努めます。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
ごみ処理施設の運営	ごみ処理施設基本構想の策定	-	策定	現在策定作業中です。
ごみの減量化の促進	年間のごみ処理量	3,817 t	3,500 t	これまでの実績を参考にし、さらに減量化の推進に努めます。
再生資源の推進	年間リサイクル量	419 t	419 t	毎年減少傾向にあるため、現状の数値を目標とします。

【注釈】

※3R：リデュース（Reduce：物を大切に使いごみを減らすこと）、リユース（Reuse：使える物は繰り返し使うこと）、リサイクル（Recycle：ごみを資源として再び利用すること）の3つのR（アール）の総称。

※再生資源：使用済の物であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。

第3節 快適な住環境の整備

1-3-1 道路の整備

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・町道については田上町舗装修繕計画に基づき、公共施設等適正管理推進事業債などを活用し、生活関連道路を維持するため適切な舗装補修工事を実施していきます。
- ・また、地域住民からの道路整備及び交通安全対策の要望に関しては、効果的な整備・対策ができるように努めていきます。
- ・国県道については、一般国道 403 号三条北バイパスの早期完了を引き続き要望していきます。また、国道 403 号線歩道整備及び県道新潟五泉間瀬線の改良整備についても継続要望していきます。

現状と課題

- ・町内の生活関連道路は経年劣化による舗装の損傷箇所が多いため、田上町舗装修繕計画に基づき、診断区分[※]の悪い箇所から補修工事を実施していますが、整備が追いついていないのが現状です。
- ・今後も舗装の損傷状況や路線の特性等を考慮しながら、より効果的な舗装補修工事を実施していく必要があります。また、道路整備・交通安全対策については、通学路を中心に地区及びPTAからの要望に配慮し、安心安全な生活道路の整備を進めていく必要があります。

町道整備状況

(単位：km)

年度	実延長	改良済延長	舗装済延長	改良率	舗装率	路線数
平成 17 年度	239.5	168.2	131.0	70.2%	54.7%	719 本
平成 22 年度	240.3	169.4	132.0	70.5%	54.9%	725 本
平成 27 年度	242.0	171.4	134.4	70.9%	55.5%	728 本
令和 2 年度	244.1	174.9	136.4	71.7%	55.9%	738 本

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)生活関連道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装損傷状況や路線特性等を考慮した効果的な舗装補修を実施します。 ・交通安全対策等に配慮した道路整備を実施します。 ・道路施設（橋梁・トンネル）の点検を実施します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
生活関連道路の整備	経年劣化している町道の改良率	71.7%	72.5%	生活関連道路の整備として、道路改良率を0.8ポイント上げます（実績ベース）。

【注釈】

※診断区分：舗装の損傷状態等によりⅠ～Ⅲ（健全・機能保全・修繕）で段階的に区分し、健全度を示すもの。

1-3-2 公共交通の充実

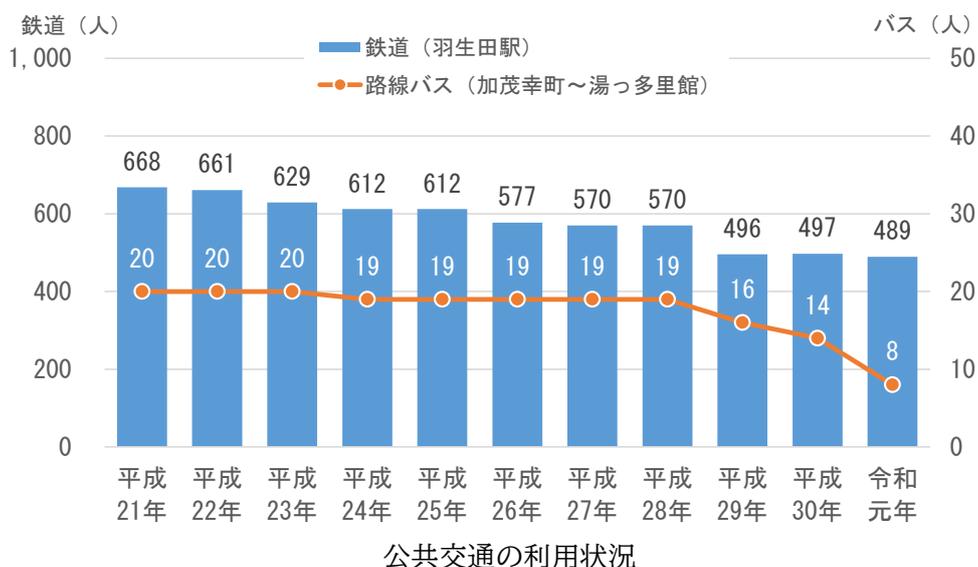
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・町民の日常生活における利便性の維持・向上のため、現状の鉄道及び路線バスの運行体系の維持に向け要請を行います。
- ・新たな公共交通として導入した「デマンド型乗合タクシー※」の運行について、実証実験（運行）を行いつつ、社会情勢の変化に応じた運行形態等について検討します。

現状と課題

- ・現行の公共交通（鉄道及び路線バス）は、人口の減少や自家用車の普及に伴い利用者数が減少する中、最低限度の運行体系を確保しています。現在の運行体系を維持し、利便性を向上するため、利用促進に努めるとともに各運営会社へ要請を行う必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響のため、公共交通の利用者が大幅に減少しており、運行の担い手である交通事業者の経営の持続化が困難な状況が続いています。交通事業者の経営状況等についての注視が必要です。
- ・新たに導入した「デマンド型乗合タクシー」について、検証を行いつつ、より多くの方から乗車してもらい、継続的な運営が可能となるよう十分な検討をする必要があります。
- ・今後も持続したまちづくりのために、公共交通を維持する目的で平成30年4月より「公共交通会議」を立ち上げ検討を重ねています。今後は、他市町村でも設立している「地域公共交通協議会」への移行に向けた検討を図る必要があります。



資料：田上町、JR東日本

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 鉄道の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が日常生活において利用しやすい運行体系となるように、鉄道会社への維持・改善等に向けた要請を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道会社への運行体系の維持・改善等に向けた要請
(2) バス運行体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民が日常生活において利用しやすい運行体系となるように、バス会社への維持・改善等に向けた要請や運行費の補助を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス会社への維持・改善等に向けた改善要請 ・ 生活交通確保対策運行費補助
(3) 新しい公共交通の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の交通手段としての利便性の向上のため導入した新しい公共交通について、運用方法等の適時見直しをしながら継続していきます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通実証運行業務補助

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
鉄道の利便性向上	鉄道運行本数	平日 上り 24 本 下り 26 本	平日 上り 24 本 下り 26 本	現在の運行体系（本数）を維持できるよう要請しながら利用の促進を図ります。
バス運行体制の維持	バス運行本数	平日 合計 5 本	平日 合計 5 本	現在の運行体系（本数）を維持できるよう要請しながら利用の促進を図ります。
新しい公共交通の運用	デマンド型乗合いタクシーの運行台数	—	1 日平均 10 台 (10 人) 程度の利用	運行目標として運行総台数（現行 1 日最大 30 台）に対して 3 割程度を目標とします。

【注釈】

※デマンド型乗合いタクシー： ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

1-3-3 総合的土地利用での住環境の整備推進

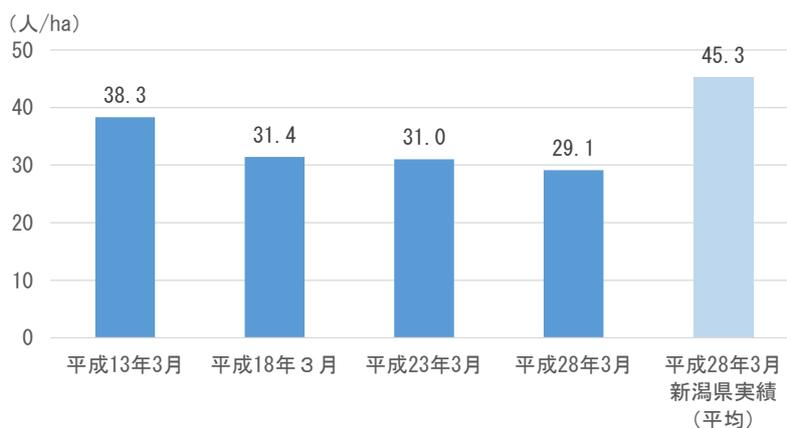
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・人口減少・少子高齢化が進行する中で、今後も住み続けられる、住みたいまちづくりを目指すため、適正な土地利用を促進し、かつ住環境の質の向上も図ります。
- ・町内の住宅地や集落内の空き家や空き地に関する情報提供や未利用資産の有効活用を検討し、移住の呼びかけや町内への定着を図ります。

現状と課題

- ・少子高齢化や人口減少が見込まれる今後のまちづくりにおいては、都市機能※を集約したコンパクトな市街地※の形成が求められています。良質な住環境を提供するため、機能的な都市づくりを進めるとともに、その周辺地域においては、町内外からの移住を誘導し人口密度を高める必要があります。
- ・また、町内の住宅地や集落内で空き家や空き地が存在しており、今後、人口減少が更に進むことで空き家や空き地も増えていくことが想定されます。
- ・一方で、町内に居住するにあたって空き家を求める声もある中、空き家の情報登録数や空き家の状態についての情報が不足し、利用希望者の要求に応えきれない現状があります。
- ・これらを踏まえ、空き家や空き地に関する情報提供や、未利用資産の有効活用を検討する必要があります。



住居系用途地域内の人口密度の推移

資料：新潟県

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)適正な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会に対応するため、都市機能と居住の集約を目指します。 ・開発行為※、建築行為※の適切な指導により、計画的かつ適正な土地利用を誘導します。
(2)住環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家、空き地に関する情報提供や、転入者向けの遊休地※売却、住宅取得やリフォームに対する支援など、町外から移住を呼びかけるとともに、町内への定着を図ります。 ・空き家等の有効活用に向けて検討を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅管理事業 ・少子化・定住対策事業 ・空き家情報バンク

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
適正な土地利用の促進	居住誘導区域※内の建築確認※件数	3件	3件以上	居住誘導区域内への居住を誘導する事により人口密度を高め、効率の良い住みよい住環境を整備するために、現状値以上の数値を目指します。
住環境づくりの促進	空き家情報バンクでの成約件数	1件/年	2件/年	町に住みたい人に対する情報提供と合わせて、空き家・空き地の有効活用のためにも、物件の確保とともに成約件数を維持します。

【注釈】

※都市機能： 都市としての機能。ここでは、町民の日常生活に必要な学校、店舗、交通施設、その他公共公益施設をいう。

※コンパクトな市街地： 郊外に居住地が広がるのを抑え、できるだけ小さくまとめた市街地。

※開発行為： 建築物の建築等を目的とした「土地の区画形質の変更」のこと。都市計画法で定められる。

※建築行為： 建築物を建築すること。建築基準法に定められる。

※遊休地： 何も利用されていない（利用されず遊んでいる）土地のこと。

※居住誘導区域： 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画で指定される。

※建築確認： 建築物を建てる際、工事の前に建物の設計や敷地配置などの計画が適切か否かの確認を受けること。建築基準法に定められる。

1-3-4 公園・緑地の整備

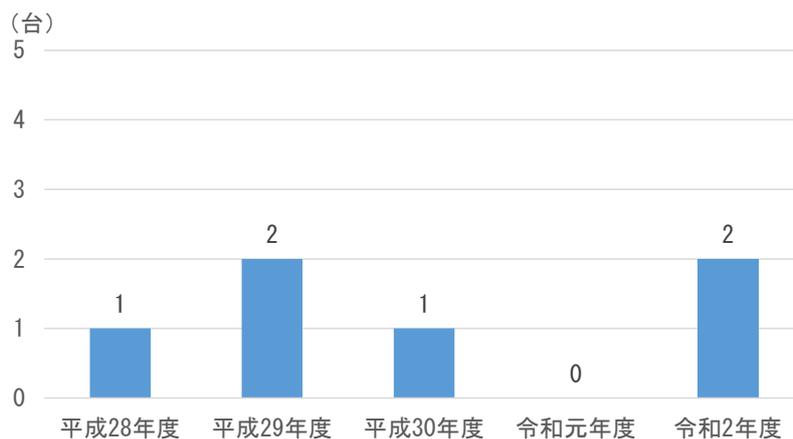
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・地区公園に適した遊具の設置や維持管理に努めます。また、地元地区と協力しながら公園環境の維持に努めます。

現状と課題

- ・地区公園の維持管理は各地区と委託契約をしており、遊具の設置や維持修繕は地区要望等に基づいて行っています。
- ・地区公園は主に子どもたちの遊び場となっていますが、遊具の未設置や不足している箇所もあることから、今後、設置を考える必要があります。
- ・また、維持管理を委託している地元住民の高齢化が進み維持管理が困難な地区も出てきているため、より維持管理しやすい環境づくりを検討する必要があります。



公園遊具年間設置台数の推移

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)維持管理の充実	・地区公園に子どもの遊びに適した遊具の設置を実施します。また、地区で実施している公園除草作業の際の清掃用品を提供します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
維持管理の充実	地区公園の遊具設置台数/年	2台/年	2台/年	過去の設置実績に基づき、年間2台の遊具の設置(更新・新規)を目指します。

1-3-5 水道の安定供給

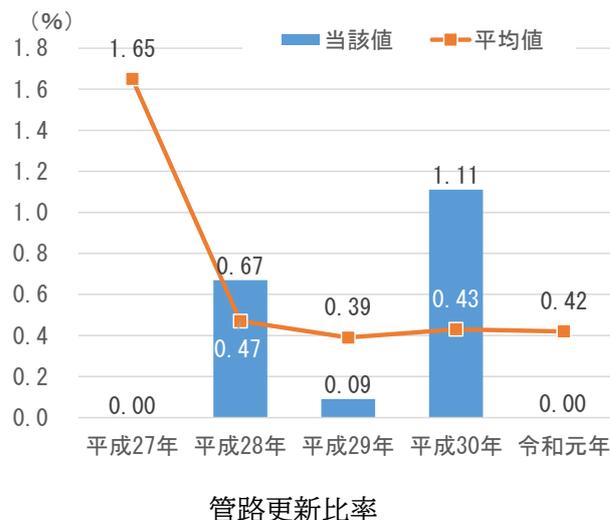
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・人口減少下における持続性あるまちづくりを目指し、今後も「安心・安全な水」を供給し続けるため、施設等の保守点検・整備を継続します。
- ・災害に強い強靱化対策により管路網の整備に努めながら経営の安定化を図り、引き続き公設公営による水道事業の経営を目指していきます。

現状と課題

- ・大規模災害を見据えた際の管路の耐震化率は5%と低く、今後問題となる経年管の更新も踏まえて、安定した水の供給を継続していくためには、持続的・計画的な管路更新を行っていく必要があります。
- ・現在、水質検査をはじめ、計装設備等の関連器機の保守点検は年次計画に基づき行っています。また、取水ポンプ類の更新につきましても耐用年数等を鑑み、計画的に更新を行っています。今後も計画に基づき、各種検査並びに点検更新を行っていくことで、安全な水の供給を行っていく必要があります。
- ・現在の経営状況を示す収支比率は、類似団体の平均値を下回っています。今後、安定的な経営を持続していくために、収入率の向上と経費削減を行っていく必要があります。



資料：総務省(地方公営企業決算 経営比較分析表)

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 災害に強い適正な管路更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的に耐震管への布設替等を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い管路整備 ・ 水道台帳管理システムの向上
(2) 安心安全な水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な各施設等の更新、並びに保守点検を行います。また常時水質検査を実施することにより、常に安全な水の供給を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の計画的な更新及び保守点検
(3) 健全経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有収率や経費見直しを行う事で、経営収支比率の向上を図ります。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
災害に強い適正な管路更新	管路破損による漏水件数	配水管漏水件数 20件	配水管漏水件数 15件	耐震管に布設替することで漏水件数を減少させ、安定した水の供給と有収率の向上につなげます。
安心安全な水の供給	水質検査(毎月実施)実績	年間平均TOC値※ 0.3mg/l	年間平均TOC値 0.3mg/l	基準値(3mg/l)以下である実績値を維持することにより、常に安全な水の供給につなげます。
健全経営の確立	水道料金の維持	給水原価 175円	給水原価 175円	経営の安定化を図ることにより、料金の維持につなげます。

【注釈】

※TOC値：「Total Organic Carbon」の略。水中に存在する有機物の総量を、有機物中に含まれる炭素量で表わした「水の汚れ」を示す指標の一つ（全有機体炭素）。

第2章 安心して健やかにすごせるあたたかいまち

第1節 保健・医療の充実

2-1-1 保健事業の充実

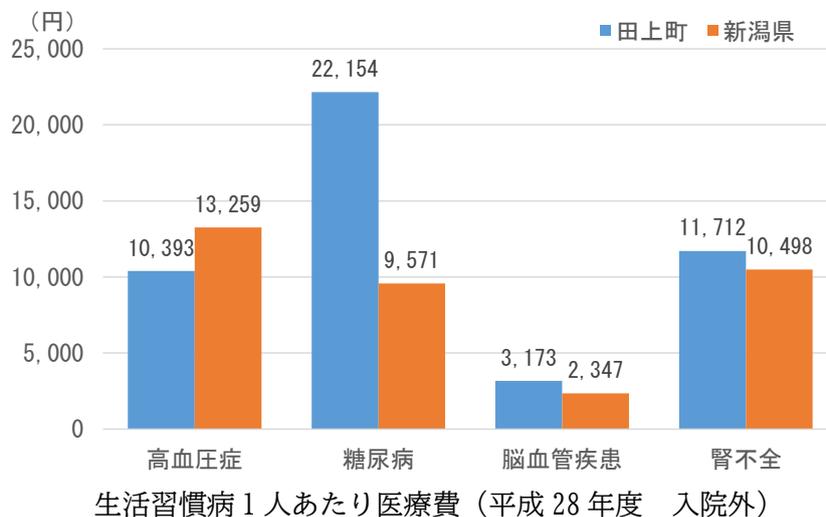
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・「自分で守ろう こころとからだ」をスローガンに、健康づくりへの意識を高め、生活習慣病の発病予防、健康増進に努めます。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼすため、地域医療体制の維持確保と感染拡大を抑制するため、新しい生活様式の定着を図り、感染症と共生するまちづくりを推進します。

現状と課題

- ・人生100年と言われる時代が到来する中、町の高齢化率は令和2年10月1日現在で37.7%となり、今後も高齢化率は増加する見込みです。長い人生、自分らしく充実した暮らしを実現するためにも、健康寿命*を延ばす必要があります。
- ・生活習慣病1人あたり医療費の入院外では「糖尿病」「高血圧」「腎不全」、入院では「脳血管疾患」「糖尿病」等の疾患が高くなっています。特に「糖尿病」は、新潟県平均よりも高く、また増加傾向にあります。
- ・生活全般が便利になる反面、運動不足・食生活の偏り・ストレス等の健康問題も見られ、将来的に生活習慣病の下地になるおそれがあります。
- ・生活習慣病が自身の意識と日頃の習慣で予防できるという意識づけや、毎年健診を受けるという習慣づくりを全世代に広めていく必要があります。



資料：第2期田上町データヘルス計画

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 母子・学童保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期から産後の健康管理や訪問指導、乳幼児健診・学級での保健指導の充実を図ります。また学童期以降も支援を継続することで、将来の疾病予防につなげます。そのほか地域での育児支援のための地区組織の育成を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康診査事業 ・ 母子保健事業 ・ 小児生活習慣病予防事業
(2) 成人・高齢者検(健)診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の主な死因である「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」は、生活習慣病に起因すると考えられるため、町民自身が食生活・運動・休養等の改善に自主的に取り組めるよう、意識づくりを進めます。また、疾病の早期発見や重症化予防のため、各種健(検)診の受診勧奨と、受診しやすい体制整備を行います。
(3) 歯科保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりが自らの意思で歯や口腔の健康づくりを積極的に実践しているよう、歯科健診の推進や日常の歯・口腔のケアのすすめを行います。
(4) 感染症予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症についての正しい知識・予防対策の普及啓発を行い、法定予防接種台帳を整備し、未接種者への接種勧奨を強化します。
(5) 精神保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身のケアについての相談・指導体制の充実を図り、また関連する機関や施策との連携を強化して、総合的に取り組みます。また、対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健事業 ・ 自殺予防対策事業

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
母子・学童保健の推進	母子健診受診率	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%	100%	健診の受診は現状の把握と今後の支援につながるため、数値が下がらないようにします。
成人・高齢者検(健)診の推進	「改善意欲」の割合の向上 (特定健康診査質問票の質問項目)	「運動や食生活等の生活習慣を改善するつもりである」 男性：34.3% 女性：39.8%	男性： 35%以上 女性： 40%以上	生活習慣病予防及び健康づくりは、自らの健康に関心を持ち、自主的な取り組みが重要であるため、意識の改善に重点をおきます。
歯科保健の推進	80歳以上で自分の歯が20本以上ある人の割合 (町民の健康に関するアンケート)	57.1%	60.0%以上	自分の歯を多く保持することで、全身の健康を保持できることから目標値に設定しました。
感染症予防対策の推進	感染症に関する知識を持ち、予防策がとれる人の割合 (特定健康診査質問票の質問項目)	—	60.0%以上	町民の健康に関するアンケート「実践・心がけ」の数値を近似値として算出根拠としました。
精神保健対策の推進	悩みを相談できる人がいる割合 (町民の健康に関するアンケート)	79.4%	80%以上	悩みを抱えた方が孤立することなく相談ができ、うつ病や自殺の予防につながると考えました。

【注釈】

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・健康寿命の延伸や生活の質の向上のため、子どもの時期から望ましい生活習慣について学び、将来の生活習慣病予防など、健康づくりにつなげます。
- ・また、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりを行うことができるよう、幅広い年代に向けた健康づくり事業を行います。

現状と課題

- ・子育て世代や働き盛り世代では就労や子育てによる忙しきで時間の余裕がなく、食生活や生活習慣が乱れやすい傾向にあり、生活習慣病の要因になります。
- ・予防には食事や運動、生活習慣に関する健康教育、保健指導が必要であり、すべてのライフステージ※に応じた、健康的な食生活の啓発や日常的に行える運動の啓発が求められます。
- ・さらに、子どもたちへのたばこやアルコールの害に関する正しい知識の啓発、受動喫煙防止のための健康教育を実施し、将来喫煙者にならないための教育を行うとともに、喫煙者には禁煙のための情報提供や指導の実施が必要です。

特定健康診査の結果概要（令和元年度）

項目		年齢（該当者数/受診者数）					単位：人
		40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	
中性脂肪	男性	8/21	13/31	18/52	63/174	66/218	
	女性	5/24	6/25	14/80	53/202	57/239	
HbA1c※	男性	13/21	18/31	41/52	132/174	176/218	
	女性	8/24	17/25	68/80	169/202	202/239	
収縮期血圧	男性	5/21	9/31	23/52	93/174	132/218	
	女性	4/24	4/25	23/80	91/202	125/239	

資料：第3次田上町健康増進計画

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)健康づくりの啓発の推進	・望ましい生活習慣の定着、食事や運動、喫煙等についての正しい情報提供を行います。
(2)心と体の健康づくり推進体制の充実	・関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な健康づくり事業の推進と、地区組織の育成や活動支援を行います。 ・また、心と体は密接な関係があり、心の健康を保つことは健全な体の保持にもつながるため、日頃からの睡眠と休養を大切に取るように啓発していきます。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
健康づくりの啓発の推進	食育に関心がある割合(20歳以上) (町民の健康に関するアンケート)	66.6%	75.0%	生きる上での基本となる食育に対する関心を高めることを目標に数値を設定しました。
	受動喫煙の機会 (町民の健康に関するアンケート)	家庭のみ 14.6% 職場のみ 16.2%	10.0%	受動喫煙による健康被害を防ぐこと目標に数値を設定しました。
心と体の健康づくり推進体制の充実	健康づくり関係機関との連携会議の開催数	2回/年	2回/年	関係機関との連携を図るため継続して会議を行います。

【注釈】

※ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など)によって区分される生活環境の段階のこと。

※HbA1c：ヘモグロビン・エーワンシー。健康診断の基本検査項目の一つで、糖尿病のリスクを判別する指標。正常範囲は4.6～6.2%（糖尿病治療ガイドライン：日本糖尿病学会）。

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・関係機関との連携を図りながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤づくりの推進を進め、健康寿命の延伸を図る保健・医療の充実に努めます。

現状と課題

- ・町内には内科医院が3箇所、歯科医院が5箇所あります。
- ・隣接する加茂市には県立加茂病院が改築され、地域密着型病院として地元の開業医と医療情報を共有し、円滑に医療が行えるように連携を図っています。
- ・救急医療については、第一次救急※が加茂市医師会による休日（昼間）輪番制、第二次救急※は三条保健所管内の関係病院による輪番制により対応しており、また、休日夜間の診療として県中央医師会応急診療所が対応しています。
- ・令和5年度に開院する県央基幹病院には、救急医療についての役割が期待されています。

町の医療機関状況（令和3年4月1日現在）

	種別	医療機関名	診療科目
1	診療所等	須田医院	内、脳神、リハ
2		田上診療所	内、小、神、精
3		星野内科医院	内、呼、アレ
4		川名歯科医院	歯
5		櫻木歯科医院	歯
6		潤歯科	歯
7		瀬高歯科医院	歯
8		ひまわり歯科医院	歯

内：内科、脳神：脳神経外科、リハ：リハビリテーション科、
 小：小児科、神：神経科、精：精神科
 呼：呼吸器科、アレ：アレルギー科、歯：歯科

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 地域医療体制の充実	・加茂市医師会、県立加茂病院と連携し、町民が生涯を通じて適切な医療が受けられるように体制づくりに努めます。
(2) 救急医療体制の充実	・医師会等関係機関との連携及び救急医療体制の充実に努めます。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
地域医療体制の充実	内科診療所の数	3箇所	3箇所	現状維持を目指します。
救急医療体制の充実	県央地域医療構想調整会議への参加	2回/年	2回/年	関係機関との連携を図るため継続して会議に出席します。

【注釈】

※第一次救急：入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。

※第二次救急：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

第2節 高齢社会対策の充実

2-2-1 長寿時代のまちづくり

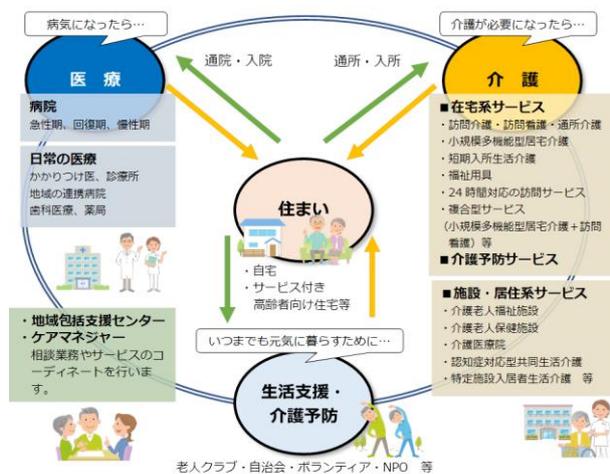
基本方針

■5年後の目標・方針

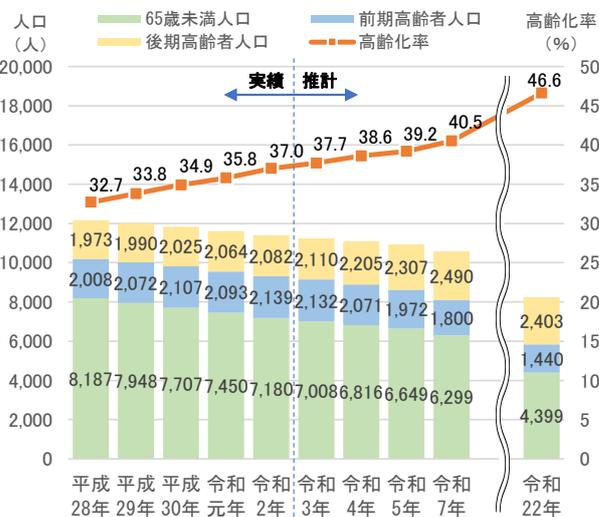
- ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

現状と課題

- ・町の高齢化率は37.7%で、新潟県平均32.5%及び全国平均28.7%を上回る水準にあります（令和2年10月1日現在）。
- ・高齢者単身世帯^{*}や高齢者のみ世帯^{*}の増加により、様々な支援や見守りを必要とする高齢者が増えています。その一方で、支え手となる生産年齢人口^{*}は減少してきており、従来の家族による介護や公的な介護サービスではカバーしきれない状況が発生しています。様々な町民が互いを認め、尊重しあいながら、身近な地域を中心とした多様で柔軟な「互助」による支え合いの体制づくりが必要です。
- ・認知症は誰もがなりうるもので、高齢化の進行によりさらに増加が見込まれるため、認知症の発症を遅らせ（予防）、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごすことができる（共生）よう、認知症の方やその家族の視点を重視しながら、地域全体で見守る体制の充実が必要です。
- ・高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加により、高齢者虐待や消費者被害等が増えていくと予想されることから、権利擁護^{*}の必要性が高まっています。



地域包括ケアシステムの姿



人口・高齢化率の推移

資料：田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)生活支援体制の充実と担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支え合いの地域づくりを推進します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業 ・地域たすけあい事業
(2)認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を構築します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・認知症サポーター等養成事業 ・認知症初期集中支援事業 ・認知症地域支援・ケア向上事業 ・成年後見制度利用支援事業
(3)地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護等の多職種が地域の課題を把握するとともに、地域支援ネットワークを構築し、問題解決機能の向上に努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議推進事業
(4)地域包括ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能強化と地域ネットワークの拡大・強化を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・福祉委員(民生委員児童委員)活動

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
生活支援体制の充実と担い手の育成	地域たすけあい事業契約団体数	4団体	10団体	田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画にある年間1団体という目標を目指します。
認知症施策の推進	認知症サポーター養成数	2,161人	2,761人	田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画にある年間100人という目標を目指します。
地域ケア会議の推進	地域課題を検討する会議の開催回数	0回 (新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった)	2回	定期的に開催することで課題の抽出が可能となるため設定します。
地域包括ケアの推進	地域包括支援センター業務実施状況調査における数値	98.2%	100%	すべての評価項目について満たすことを目標とします。

【注釈】

※高齢者単身世帯：65歳以上の単独（一人暮らし）世帯。

※高齢者のみ世帯：65歳以上の高齢者だけで構成される世帯。

※生産年齢人口：15～64歳の人口。国内の生産活動を中心となって支える人口のこと。

※権利擁護：尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるよう高齢者の人権や財産などの権利を守る取り組みのこと。

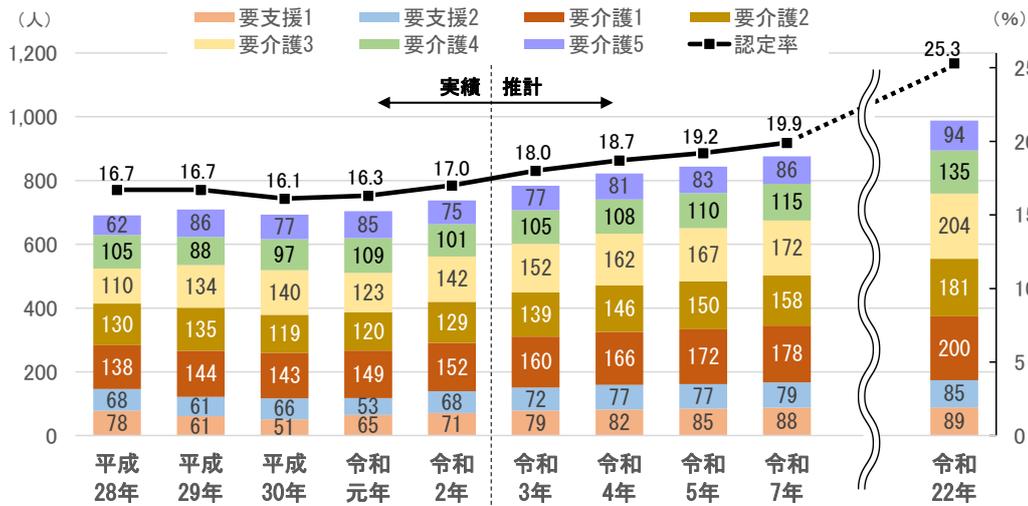
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・超高齢社会の深化や高齢者単身世帯等の増加などを背景とした複雑化・複合化した多様な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、様々な関係機関との連携を図りながら、その人の生き方に沿った必要なサービスの整備を行います。

現状と課題

- ・高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯をはじめ、生活に不安のある高齢者に対し、緊急通報装置貸与等により自立した生活を支援しています。
- ・高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の認定率が高い、認知症の発症率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とするため、医療・介護関係機関が連携し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を進めています。県央圏域において、令和5年度に県央基幹病院が開院するにあたり、新たな医療と介護の連携の形を圏域全体で検討しています。
- ・介護予防の手法が、運動といった身体機能を改善することを目的とした取り組みが中心でしたが、単に身体機能の改善だけを目指すのではなく、栄養、口腔嚥下機能、社会参加の促進といったフレイル*予防の取り組みを推進する必要があります。
- ・自立度が低下し介護度が重度化すると、その人らしい生活が送れなくなり、やがては寝たきりとなってしまいます。今後も要支援認定者が増えていくと見込まれる中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取り組みを進める必要があります。



要介護認定者等の推移

資料：田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者それぞれの生活のニーズに合った緊急通報装置貸与等の生活支援サービスを提供します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ購入費助成 住宅改修費助成
(2)在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が在宅で安心して療養できるよう、医療・介護等の関係機関が連携してサービスの提供ができる体制を構築します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業
(3)高齢者の健康づくりと介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業 介護予防普及啓発事業 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業
(4)自立支援と重度化予防	<ul style="list-style-type: none"> 自らの能力を最大限生かし日常生活を営むことができるよう支援し、高齢者の生活の質の向上を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域リハビリテーション活動支援事業 地域ケア会議推進事業 訪問型サービス事業 通所型サービス事業

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
生活支援サービスの充実	緊急通報装置貸与利用者数	70人	76人	田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画にある年間1人という目標を目指します。
在宅医療・介護連携の推進	居宅介護支援での退院・退所加算の算定割合	17.1%	17.1%以上	令和2年度の割合を上回る割合を目標値として設定します。
高齢者の健康づくりと介護予防の推進	平均自立期間（要介護2以上） [KDBシステム※]	男 79.6歳 女 83.9歳	男 79.6歳以上 女 83.9歳以上	令和2年度の平均自立期間（要介護2以上）以上を目標値とします。
自立支援と重度化予防	要介護・要支援認定の新規申請者のうち、自立度の向上が見込まれる者に対するリハビリテーション専門職によるアセスメント実施率	—	100%	新規申請者のうち、自立度の向上が見込まれる場合、原則、リハビリテーション専門職によるアセスメントを利用することを目指します。

【注釈】

※フレイル：要介護状態に至る前段階として位置づけられており、年を取って体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態。

※KDBシステム：国保データベースシステムの略。国保連合会が「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して「統計情報」「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

2-2-3 生きがい対策の充実

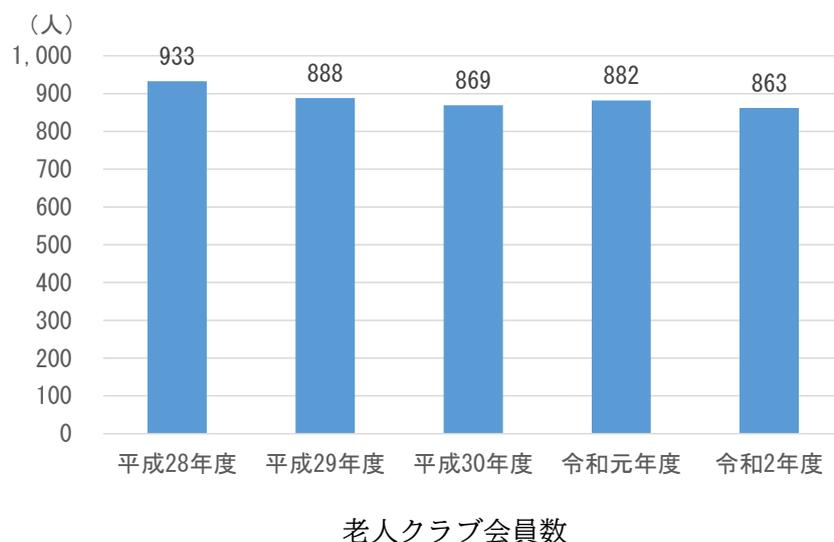
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・高齢者が心身とも健康で生きがいを持ち、自立した生活を送れるよう、生涯学習、老人クラブの活動等を促進し高齢者が参加しやすい環境づくりに努めることで、多様な活動機会の充実を図り、高齢者が地域の担い手として活躍できるよう支援します。

現状と課題

- ・職業生活などで得た知識・経験を地域社会で生かせるよう、自分の生活する地域に入っていくやすいきっかけをつくることで、個人同士や個人と団体をつなぎ、地域づくりにつなげる必要があります。
- ・各地区にある老人クラブでは、「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでおり、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、地域の支え合いづくりの活動を展開し、子どもの見守り活動、社会奉仕活動などで地域に貢献していますが、高齢者自身の意識や活動の多様化によって、老人クラブに若い層が加入しないため、年々会員数が減少しています。
- ・元気で活動的な高齢者が増加しており、社会参加や地域づくりに貢献していますが、高齢者の経験や豊富な知識を活かせる場が不足していることが課題となっています。
- ・高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながり、また、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、積極的な取り組みを推進することが必要です。



資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)生涯学習、老人クラブ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での学習・文化活動や趣味活動などを支援し、地域づくりへ展開できるよう努めます。 ・老人クラブ会員同士の交流や、色々な活動に参加することによる豊かな生活の実現を目指します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習事業 ・老人クラブへの助成
(2)地域での参加・交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々と交流し健康で明るい生活が送れるよう、レクリエーション等が行える活動場所を提供します。 ・ボランティアなどの社会参加活動を推進します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの有効活用 ・ボランティアセンターとの連携 ・地域たすけあい事業 ・生活支援体制整備事業

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
生涯学習、老人クラブ活動の促進	老人クラブ会員数	863人	863人	高齢者のニーズの多様化等により会員数は減少傾向にあるため、現在よりも会員数が減少しないようにします。
地域での参加・交流機会の拡充	老人福祉センター利用者延人数	11,951人	22,622人	近年で利用者数が最も多かった平成29年度を上回る数値を目標値として設定します。

第3節 あたたかな福祉の推進

2-3-1 福祉風土の醸成

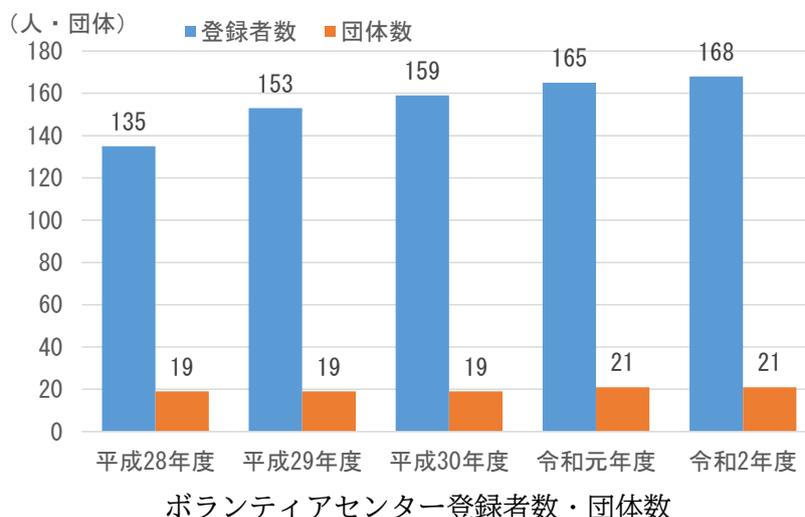
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・地域のボランティア等様々な担い手が互いに協力し、身近な地域で支え合う仕組みが構築され、時には担い手として、時には受け手として、相互に支え合う「互助」の展開を図り、誰もがその人らしい自立した生活が送れるような共生社会を目指します。
- ・研修や講座を通じてボランティア活動の環境・機会づくりを進め、高齢者や障がい者など個々のニーズに対応したボランティアの育成・確保に努めます。

現状と課題

- ・かつては、ボランティアに対して特別な活動というイメージが強く、活動に参加する人々は限られていましたが、近年、日常生活に関わるすべてのことがボランティアにつながるという認識が広がり、共生社会の視点からの取り組みなど、様々な活動が行われています。
- ・ボランティア活動は、個人の自由意志に基づき、その技能や経験、時間等を活用して社会に貢献する活動で、豊かで活力ある地域づくりに寄与するものです。しかし、活動の拠点となる場や活動についての情報が十分に提供されていないなど、充実した環境が整っているとはいえない状況にあります。
- ・ボランティアセンターの登録者数、活動件数は、広報活動等により少しずつ増えていますが、参加者の固定化などの課題があります。
- ・ボランティアの募集や研修などの活動者支援だけでなく、高齢者や障がい者など個々のニーズとのマッチングも重要です。
- ・地域たすけあい事業による地区のボランティア団体は、令和2年度末では4団体あり、それぞれの地区において高齢者単身世帯などで特に冬場の除雪負担の軽減のために活動されています。ボランティア団体がない地区においては、高齢者単身世帯などの生活環境を整える支援をする必要があり、特に冬場の除雪負担の軽減を図る必要があります。



資料：田上町社会福祉協議会

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターを通じて、ボランティア活動の内容紹介や活動への参加を呼び掛けるなど積極的な広報・普及活動に努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業
(2) ボランティアの育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターを通じて、ボランティア活動の参加者に適切な情報や機会を提供し、ボランティア活動に参加しやすい環境を整えるとともに高齢者や障がい者など個々のニーズとのマッチングを進めます。また、ボランティア養成のための研修会等の開催や、学校地域コーディネーターと協力し、ボランティアや福祉体験の機会をつくり、子どもの頃から福祉教育やボランティア意識を高めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者ふれあいセンター
(3) 地域福祉の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で支え合う仕組みの構築と、活動を展開します。 高齢者などが安心して生活できるよう、特に冬場の除雪に対応した地区でのボランティア組織の形成に努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業 地域たすけあい事業 田上町社会福祉協議会との連携

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
広報・啓発活動の推進	ボランティアセンター登録数	個人 168 人 21 団体	個人 228 人 27 団体	第2次田上町地域福祉活動計画にある年間10人、年間1団体という目標を目指します。
ボランティアの育成と活動支援	ボランティアセンター活動件数	1,118 件	1,118 件以上	令和2年度を上回る数値を目標値として設定します。
地域福祉の推進体制の充実	地域たすけあい事業契約団体数	4 団体	10 団体	田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画にある年間1団体という目標を目指します。

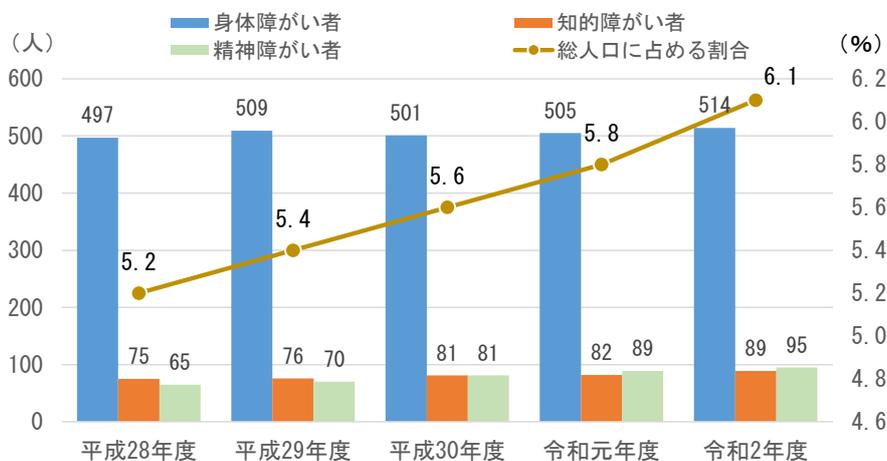
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの意思を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むために必要なサービス提供体制の確保や環境整備を目指します。

現状と課題

- ・全国的に障がい者の高齢化とともに介護者の高齢化も進み、家族介護力の低下が言われており、町においても同様の現状です。
- ・障がい者数も増加傾向が続いており、障がい者やその家族等からの相談を総合的に支援する体制や、介護者に万が一のことがあった場合に緊急的に障がい者を支援できる体制を整えることがより一層求められています。
- ・すべての障がい者が可能な限り自立し、自分らしく生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・町には障がい福祉サービス事業所が限られているため、近隣市町村の事業所も利用しながら障がい者の生活を支援しています。
- ・引き続き不足するサービスの提供体制を整備することができるよう事業者等に働きかけるとともに、現在あるサービスを有機的に結び付けたり、近隣市町村との更なる連携を探るなど、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会を実現する必要があります。
- ・障がいのある子の親が高齢となり、親亡き後の生活拠点の維持ができるのか不安の声があります。この不安を解消するため、障がい者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームの誘致など、障がい福祉サービスを充実させる必要があります。



障がい者数の推移

資料：田上町障がい者計画

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援体制や緊急時の受入体制について、今ある地域資源を有効に活用するための連携・協力体制を整えます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者自立支援事業
(2) 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で不足している障がい福祉サービス（日中支援、居住支援等）、障がい児福祉サービス（放課後等デイサービス等）の整備が進むよう努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者自立支援事業

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	0	1箇所	住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、整備が非常に重要であるため。
障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの充実	障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス事業所数	6箇所	7箇所	地域で暮らし続けるためには、一つでも多くのサービス事業所が求められているため。

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・子どもたちの健全な成長を育むため、そして人口減少を緩やかにするため、子育てしやすい環境の整備を更に推進し、児童福祉の充実や多様化する保育ニーズへのより弾力的な対応を図っていきます。
- ・ひとり親家庭の経済的・社会的な自立を促し、相談支援や情報提供を行います。

現状と課題

- ・出生率の低下による少子化が進行する一方で、保護者の就労等により、保育ニーズはますます多様化しています。乳児保育、障がい児保育、延長保育に加え広域入所委託・病児保育などこれまで通り多様なサービスを提供する必要があります。
- ・妊娠期から子育て期の切れ目のない支援のため、一元的に情報を集約し、必要なサービスを調整し関係機関へつなぐことが求められています。また出産に対する支援や、保護者の負担軽減を図るための制度を推進することが求められています。
- ・子育て世代の中で、ひとり親家庭の多くは経済的基盤が弱くなりがちのため、母子・父子家庭の生活の安定と自立の促進、そして何より子どもが安心して暮らせるよう相談体制の充実や支援に努める必要があります。

町内におけるひとり親医療費助成世帯の割合（各年度4月1日現在）

	世帯数	ひとり親医療費助成世帯数	割合（％）
平成29年度	4,182	88	2.10
平成30年度	4,208	75	1.78
令和元年度	4,196	68	1.62
令和2年度	4,200	59	1.40
令和3年度	4,222	71	1.68

資料：田上町

町立竹の友幼稚園入園児童数（各年4月現在（入園予定・見込含む））

年度／定員	0、1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	全体	充足率（％）
	53人	45人	60人	60人	60人	278人	
平成30年度	48人	34人	56人	60人	64人	262人	94.2
令和元年度	44人	44人	43人	56人	59人	246人	88.5
令和2年度	45人	29人	50人	43人	57人	224人	80.6
令和3年度	42人	32人	35人	51人	45人	205人	73.8

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労等による乳児保育、延長保育、また障がい児保育、広域入所委託など多様なニーズに対応した幼児園運営を行います。 ・ 入園前の一時預かり事業にも柔軟に対応していきます。また、病児保育については、加茂市・田上町消防衛生保育組合で病児保育園運営を行います。
(2) 子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園していない赤ちゃんや小さなお子さんご家族を支援するために、遊びと交流の場を開放し、育児に関する相談や情報の提供を行います。また、各種育児講座の充実を図ります。 ・ 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援のため、一元的に情報を集約し、必要なサービスを調整、関係機関へつなぎます。また出産に対する支援や、保護者の負担軽減を図るための制度を推進します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定不妊治療助成事業 ・ 妊産婦医療費助成事業 ・ 子育て世代包括支援センター ・ 育児用品購入費助成事業 ・ 不育症治療費助成事業 ・ 妊産婦新生児訪問指導事業 ・ 子育て支援センター事業 ・ 子ども医療助成事業
(3) 学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育希望者の増加に対応できる受け入れ体制の整備を行います。
(4) 母子(父子)福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭への情報提供や相談支援を行い、経済的・社会的自立の促進を進めます。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
保育環境の充実	一時預かり事業年間利用人数	延べ35人	延べ50人	入園前の乳幼児受入れ体制を充実させ、保護者の希望に応えられるようにします。
子育て環境の充実	子育て支援センター年間相談件数	延べ10件	延べ20件	気軽に相談できる体制をより充実させ、相談件数の増を目指します。
学童保育の充実	学童保育の受け入れ率	100%	100%	学童保育を希望するすべての保護者の希望に応えられるようにします。
母子(父子)福祉の推進	総合相談会での相談件数	0人	2人	離婚や、児童扶養手当現況届の際に相談を受ける内容で、弁護士等の専門分野への相談が必要な方を総合相談会へつなぎます。

2-3-4 社会保障の充実

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・超高齢社会に突入し、団塊の世代が後期高齢期^{*}を迎える令和7年を見据えて、町民の健康増進と適切な国民健康保険制度を推進します。

現状と課題

- ・平成30年度の国民健康保険制度改革により新潟県が財政運営の責任主体となり、町とともに運営を行っています。
- ・令和元年度の国民健康保険被保険者（年度平均）は2,789人、1人あたり医療費は404,136円となっています。この1人あたり医療費は被保険者の高齢化や医療技術の高度化により増加傾向にあります。
- ・疾病の発症や重症化防止のため、定期予防接種となっていない任意予防接種のうち、おたふくかぜ、季節性インフルエンザについての接種費用の一部を助成しています。
- ・令和元年度の特定健診受診率は、49.7%（新潟県平均45.0%）となっています。協力医療機関からの特定健診検査項目の情報提供事業や未受診者勧奨事業、健康ポイント制度等を実施し、受診率は向上しています。
- ・特定健診受診率向上を図るため、特定健診を受けずに人間ドックなどを受けた人の健診費用の一部を助成しています。
- ・令和4年度より子どもに係る保険税の軽減措置が実施されますが、被保険者の多くが低所得者となっている現状から更なる軽減措置の必要性があります。



国保医療費の推移



後期高齢者医療費の推移

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)健康増進の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の予防や早期発見・早期治療のため、特定健診等の必要性を周知するとともに受診しやすい体制づくりに努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査等事業 ・ 健康づくり推進事業 ・ 長寿・健康増進事業

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和元年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
健康増進の推進	特定健診受診率	49.7%	60%以上	令和5年での国目標値が60%のため(平成27年度39.0%)。

【注釈】

※後期高齢期： 一生のうち、75歳以上の期間。

第3章 集いと学びで希望あふれるまち

第1節 子ども達への教育

3-1-1 幼児教育の充実

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・これまで町が取り組んできた幼小中の一貫した「田上の12か年教育」を推進するため、園・学校・地域・家庭が連携し、地域の特性を生かした社会・文化・自然等の体験教育や豊かな人間関係づくりを実現し、子どもたちの更なる教育環境の充実を図っていきます。

現状と課題

- ・人間形成の基礎期間である幼児期には家庭や地域の環境が重要ですが、時代の変化とともに、家庭環境、地域環境も多様化してきています。様々な保育ニーズに応じて、多様な保育環境を提供する必要があります。また、幼児教育の重要性と家庭や地域の果たす役割を認識し、家庭や地域における良好な教育環境の充実を図る必要があります。
- ・幼少期から町に愛着を持ってもらうよう、「田上の12か年教育」の理念に基づいた特色ある園づくりを進める必要があります。
- ・小1プロブレム^{*}などの問題を解消するために、幼児園と小学校の連携をスムーズに行うためのアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの更なる充実と、引き続き幼児教育と義務教育の段差解消を図る必要があります。
- ・幼小連携の更なる推進のために、幼児園教職員の指導力とその資質向上に努める必要があります。

町立竹の友幼児園入園児童数（各年4月現在（入園予定・見込含む））

年度/定員	0、1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	全体	充足率（%）
		53人	45人	60人	60人	60人	
平成30年度	48人	34人	56人	60人	64人	262人	94.2
令和元年度	44人	44人	43人	56人	59人	246人	88.5
令和2年度	45人	29人	50人	43人	57人	224人	80.6
令和3年度	42人	32人	35人	51人	45人	205人	73.8

田上いずみルーテル幼稚園入園児数（各年5月1日現在）定員60人

年度	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	全体	充足率（%）
令和元年度	2人	15人	13人	17人	47人	78.3
令和2年度	1人	15人	15人	13人	44人	73.3
令和3年度	2人	19人	15人	16人	52人	86.7

つくしルーム入園児数（各年5月1日現在）定員11人

年度	1歳児	2歳児	全体	充足率（%）
令和元年度	2人	7人	9人	81.8
令和2年度	2人	2人	4人	36.4
令和3年度	3人	6人	9人	81.8

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)多様なニーズに対応した幼児園運営	・認定こども園として、乳児保育、障がい児保育、延長保育、また広域入所委託など多様なニーズに対応した幼児園運営を行います。
(2)特色ある幼児園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・たけのこ掘りや花と野菜づくりなど、自然と触れ合うための園外活動を通して、体験教育の充実や地域の方との関わりを図ります。 ・また老人福祉施設への訪問、町内小中学生との異年齢交流など豊かな人間関係づくりの実現、外部講師による外国語指導「えいごであそぼう」を3歳児から実施し異文化への興味を育みます。 ・話を聞く態度と発表する力の育成、基本的生活習慣の確立を進めます。 ・「田上の教育」ワーキンググループ会議に職員を派遣、また幼小連携部会に5歳児担任を参画させ、教育ビジョン作成の一端を担いながら、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの計画・実践を行います。
(3)教職員の資質・指導力の向上	・半年ごとに33項目からなる保育チェックリストで教職員による自己評価を行います。また、保育士会等主催の研修会への積極的参加、研修担当が主となり内容や外部講師招へい等、企画・実行する園内研修の充実を図り、教職員の資質・指導力の向上に努めます。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
多様なニーズに対応した幼児園運営	園児数(定員278名)充足率の現状維持と待機児童0	80.6% (待機児童0)	80% (待機児童0)	充足率は概ね現状維持とし、待機児童数は0を継続します。
特色ある幼児園づくり	地域の方々から参加をいただく行事数	年1回	年3回	田上ならではの、たけのこ掘り体験など地域の方々と触れ合う回数を現状より増やします。
教職員の資質・指導力の向上	保育チェックリストの評価値(5点満点)	3.1点	3.5点	年2回教職員が行う保育チェックリストの評価値が向上する園づくりにより、現状より評価値を向上させます。

【注釈】

※小1プロブレム：保育園や幼稚園を卒園した後に、子どもたちが小学校での生活や雰囲気にも馴染めず、落ち着かない状態が続くこと。

3-1-2 家庭・地域との連携

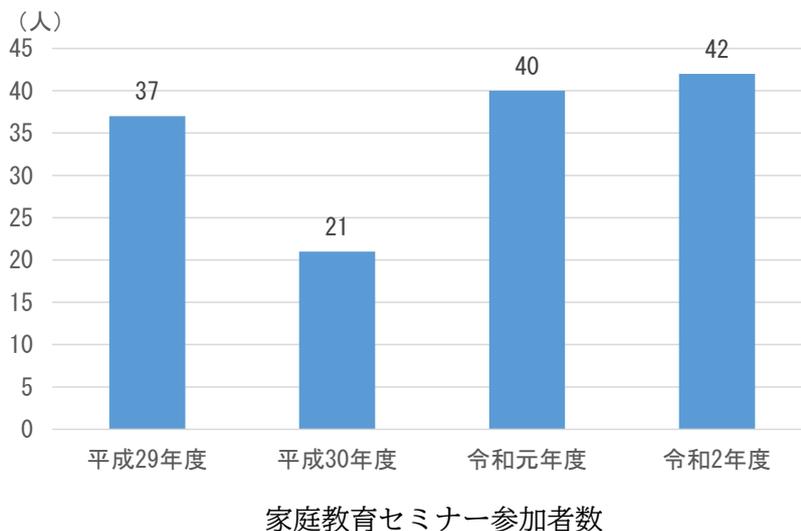
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・家庭、地域、子育てに関わる関係機関が連携し、子どもを健やかに育てる環境づくりを進めます。
- ・地域での活動をはじめ、親子で触れ合う機会や親同士、子ども同士が交流を深めるなかで、郷土愛を育むことができる機会を増やします。

現状と課題

- ・核家族化の進行や、1世帯あたり子ども数は減少しており、家庭内で社会性を育む環境が変化している状況があります。また、近年では家庭と地域とのつながりが希薄となり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。
- ・町では継続的に家庭教育に関する講座等を開催してきましたが、参加者数は伸び悩んでいます。
- ・今後も子育てに関する関係機関が連携し、家庭や地域に対する効果的な支援のほか、意識啓発を進めていく必要があります。
- ・さらに町・地域での体験活動を支援するために、今後も町を会場にした体験活動の提供や、体験活動支援センターを通じて地域活動の活性化を行っていく必要があります。
- ・子育て支援として、天候に左右されない子どもの遊び場が求められており、いつでも使える遊び場を提供していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により外出機会が減り、親と子が接する時間が増える一方で、子育て世代の孤立化が懸念されます。育児不安を一人で抱え込まないよう、仲間づくりや相談しやすい環境づくりを進めることや、地域・子育て団体とのさらなる協力体制の構築を行う事で、町が一体となった子育て世代への支援の充実を図る必要があります。



資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)家庭教育に関する学習機会の提供	・家庭教育に関する講座・教室の定期的な開催・充実を図るとともに、学習機会・情報の提供により意識啓発・周知を行います。
(2)子育て支援の充実	・子育てに係る機関や団体で連携を図りながら、情報提供を行います。また、情報交換や事業を実施することで、町全体で子どもを健やかに育てる環境づくりを進めます。 ・既存施設を活用した子どもの遊び場の提供を行います。
(3)体験活動の充実	・親子を対象とした体験活動の提供、充実を図るほか、地域での体験活動の充実を支援していきます。 ・子育て等に関する地域活動への支援を行います。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
家庭教育に関する学習機会の提供	家庭教育セミナー参加者数	42名	70名	質の高いセミナーを開催することにより参加者増を目指します。
子育て支援の充実	情報共有等の機会	—	2回/年	半年に1回会議等を実施し情報共有機会増を目指します。
体験活動の充実	地域活動の参加支援 (体験活動支援センター相談件数等)	7件	20件	地区公民館活動等への相談支援を充実させ、相談件数増を目指します。

3-1-3

田上の12か年教育の推進

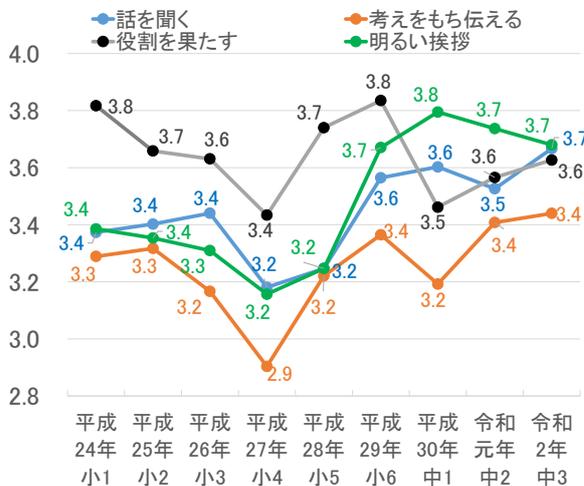
基本方針

■5年後の目標・方針

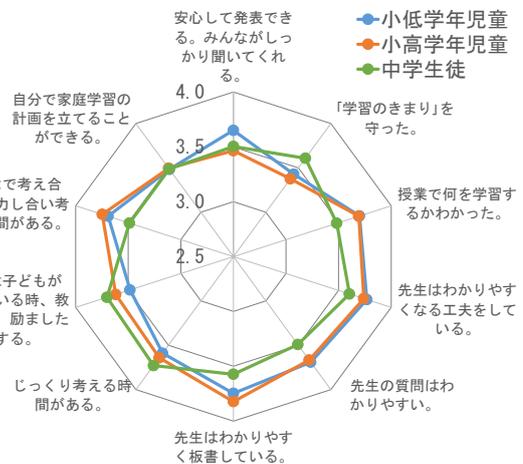
- ・「田上の子どもは田上で育てる」を基本理念に据えた「田上の12か年教育」を推進し、園・学校・地域・家庭の連携による特色ある地域学習で田上への愛着を育むとともに、子どもが学校で身に付けた力を将来につないでいけるように学校の教育活動を充実させます。

現状と課題

- ・新学習指導要領の趣旨である「主体的・対話的で深い学び」を具体化するために、「田上の12か年教育」の理念に基づき、園・学校は自尊感情（自分を価値あるものとする感覚）、自己有用感（友達との関係の中で、自分を価値あるものと受け止める感覚）、親和性（人間関係に安心感を覚える環境）を大切にされた指導と経営の具体化に取り組んでいます。この取り組みの中で、毎年園児、児童、生徒に4つの行動評価に係る自己評価アンケートを実施していますが、「考えをもち、伝える」ことへの自己評価及び教師評価は、小学校中学年以降から低下する傾向が見られます。
- ・児童生徒が「考えをもち、伝える」資質・能力を身に付けるには、コミュニティ・スクール※の仕組みを活用した特色ある地域学習で多様な学びを経験できるようにすることと、幼児期からの「目標に向かって頑張る力」「他人と上手にかかわる力」「感情をコントロールする力」等の非認知能力（テストでは測定できない個人の特性による能力）を育成する必要があります。
- ・令和2年度に、「1人1台」の児童生徒用教育用タブレット端末を整備するとともに校内の高速大容量の通信ネットワークを整備しました。今後は、ICTを活用して教育活動の効率化・充実化を図ることやプログラミング教育を指導計画に確実に位置づけることが課題となっています。
- ・小学校2校、中学校1校を設置していますが、校舎はいずれも築30年以上を経過しています。快適な教育環境を提供するため、長寿命化対策を計画的かつ効率的に行う必要があります。
- ・児童生徒数が減少している現状があります。今後、児童生徒の学びの充実や教育の実効性、地域の実情等から、教育環境の整備等について考えていく必要があります。



児童生徒の4段階「4つの行動評価」
中3生徒の自己評価推移



児童生徒の4段階「授業評価」

資料：令和2年度「田上の12か年教育」アンケート

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「田上の12か年教育」の推進に向けて、幼小中学校の全職員が「褒めて育てる教育」を基盤に「ミッションに基づく一体感を伴う指導」「子どものよさと可能性に着目した指導」に努めながら評価と改善に取り組み、その実効性を向上させていきます。 ・園児児童生徒と教職員を対象に「田上の12か年教育」アンケートを実施し、その結果から次年度の全職員で改善・努力すべき事項をはっきりさせます。そして、保護者からのアンケートや地域の方からの意見も参考にし各校が改善・努力事項を自校の運営や学習指導、生活指導等に活用できるようにします。 ・NRT標準学力検査(全学年対象)、文科省の全国学力・学習状況調査(小6と中3対象)等の分析結果を各校に提供し、授業改善の推進を支援します。
(2)教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に沿って教育用教材を整備するとともに、計画的な入れ替えに取り組みます。 ・児童生徒用教育用タブレット端末の活用やプログラミング教育推進のためのICT環境を充実させ、授業の効率化と児童生徒の多様な学びを推進します。 ・施設設備の劣化の進行状況に伴い、計画的・効率的な整備に努め、よりよい教育環境を維持します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田上町学校施設長寿命化計画

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
教育内容の充実	「田上の12か年教育」アンケート(授業編)で4段階評価で「4」と評価する児童生徒の割合	児童生徒ともに70% ※令和2年度アンケート結果より	児童生徒ともに80%	主体的・対話的で深い学びを充実させることで、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに「考えをもち、伝える」資質と態度を育成します。児童生徒の授業評価「4」を今より10%改善することを目標とします。
教育環境の整備	全国学力・学習状況調査の質問から、「学校に行くのは楽しいと思う」と回答する児童生徒の割合	85点	90点	教育環境の整備により、学校生活に期待感を覚え「学校に行くのは楽しいと思う」と回答する児童生徒の割合を、県平均を上回る90点に向上させます。

【注釈】

※コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる有効な仕組み(学校運営協議会制度)。

3-1-4 教育支援の充実

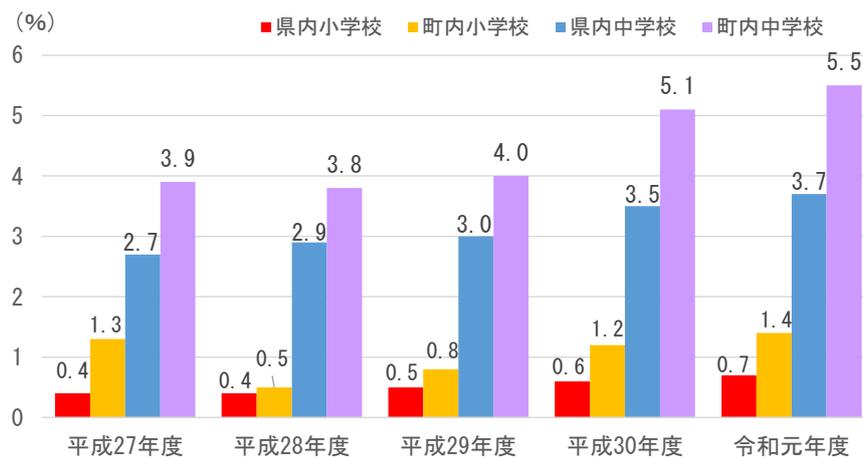
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・すべての子どもが安心して学校へ通い、自己肯定感（自分のあり方を積極的に評価できる感情：実用日本語表現辞典より）をもって成長できるようきめ細かい支援を行います。

現状と課題

- ・不登校傾向のある児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな支援が不可欠です。在籍児童生徒数で比較すると、不登校人数が、新潟県と比較して小学校、中学校ともに高い状況にあります。適応指導教室への登校や支援員による個別の支援と見守り、訪問相談等を継続・発展させていく必要があります。
- ・また、教育支援委員会連絡部会において、就学前児童の教育相談体制を充実し、幼小中で切れ目のない連携を図っています。増加傾向にある個別の支援を必要とする児童生徒への多様化する教育ニーズへの対応が課題となっています。
- ・近年は様々な困り感を抱える家庭が増えてきています。就学援助等の経済的な支援、家庭相談による保護者、子どもの支援など、すべての子ども・家庭の状況に応じた支援を行っていく必要があります。



県と町内小中学校の不登校児童生徒数比較

資料：令和元年度「児童生徒の問題行動

・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き適応指導教室を開設し、不登校傾向のある児童生徒が登校して自分のペースで学習できる環境を整えます。 ・支援員を配置し、年々増加傾向にある個別のきめ細かな支援を必要とする児童生徒に対する支援と見守りにあたることで、その子の学力や適応能力等が身に付く環境を充実させます。 ・訪問相談員を配置して、家庭内で様々な問題を抱える児童生徒と保護者等を対象として相談業務にあたり、学校生活に向けた意欲を醸成します。 ・就学補助によって、児童生徒の学びに経済的格差が生じないようにするなど、保護者の負担軽減のため、各種支援を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒対策事業 ・教育費支援推進事業 ・特別支援教育推進事業

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
教育支援の充実	全国学力学習状況調査の中学校3年生の自己肯定感の割合	70点	80点	すべての子どもが自己肯定感をもって育つよう様々な配慮・支援を行うことで、点数を今より10点引き上げます。

第2節 生涯学習の推進

3-2-1 生涯学習の推進

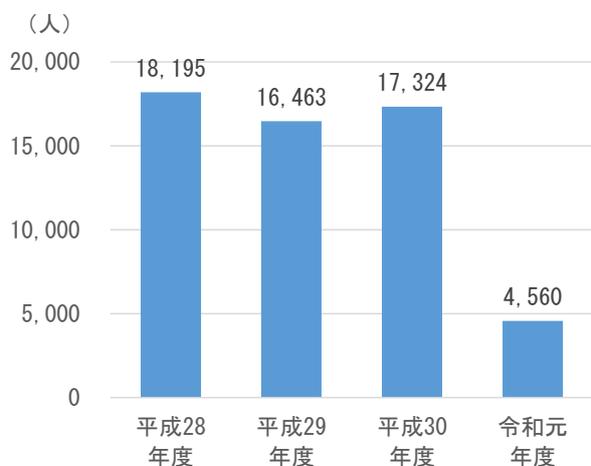
基本方針

■5年後の目標・方針

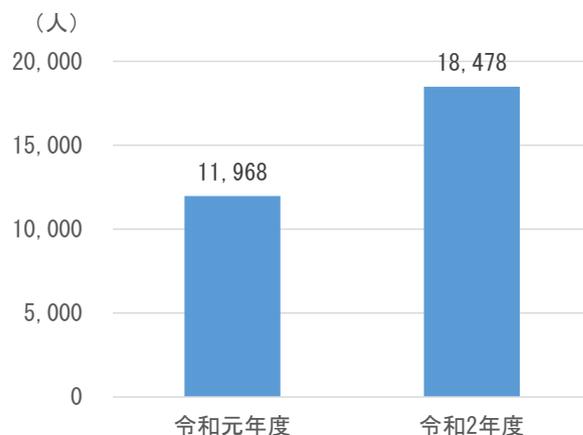
- ・田上町交流会館、学習センター等生涯学習施設の利用促進と適切な運営に努めます。
- ・広報紙、ホームページ、メール配信サービス等を活用した生涯学習情報の提供に努めます。
- ・多様化するニーズに対応した学習機会を提供します。
- ・自主活動グループが継続して学習に取り組めるよう活動を支援します。
- ・町民の主体的な活動を支援するとともに、生涯学習活動の担い手を育成します。

現状と課題

- ・町民ニーズの多様化・高度化に対応した生涯学習の機会の提供に向けて、誰もが学びやすい環境づくり、町民の主体的な学習活動を支援していくため田上町交流会館、学習センター等の適切な運営を行う必要があります。
- ・広域連携による施設の相互利用、文化協会との連携による芸術に触れる機会の提供、「道の駅たがみ」との連携によるイベントの開催等により、施設の利用促進を図る必要があります。
- ・教育委員会で開催した講座・教室をきっかけに自主的にメンバーを募り学習活動を継続している団体があります。一方で参加者の固定化等の課題があり、幅広い町民の参加が求められています。特に、若い世代をターゲットにした講座を実施する必要があります。また、講座・教室を通して身につけた知識、技能を生かし、地域で生かす体制づくりが必要と考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症の広がりが、町民の学びに大きな影響を与えました。感染予防を図りながら、学ぶ機会が提供できる環境づくりを行う必要があります。



田上町公民館利用者実績



田上町交流会館利用者実績

※補足：令和元年8月末に田上町公民館が閉館。令和元年9月から田上町交流会館が開館。

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)活動施設の有効活用、連携と施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・田上町交流会館、地域学習センター等の施設利用の相談・支援を行い、主体的な学習支援、施設の利用促進に努めます。 ・近隣市町村、文化協会、「道の駅たがみ」との連携を行い施設の利用促進に努めます。
(2)生涯学習の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、メール配信等による学習情報の提供を行います。
(3)多様な学習機会の創出と展開	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代を対象とした各種講座・教室を開催し、多様な学習機会を提供します。 ・習得した知識を地域に広げるための支援を行い、地域へ展開できるよう努めます。
(4)主体的な活動への支援、人材の育成、活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学習ニーズに対応できる指導者の養成を行います。 ・自主的なグループ活動の支援を行います。
(5)地域活動との連携、活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する学習要求に対応できる体制の確立をします。 ・地区公民館活動や生涯学習推進員との連携を行います。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
活動施設の有効活用、連携と施設の充実	交流会館利用者数 図書貸出者数	18,478人 －人	24,000人 6,000人	社会資本総合整備計画の利用者の70%を設定します。
生涯学習の情報提供	交流会館利用者数	18,478人	24,000人	社会資本総合整備計画の利用者の70%を設定します。
多様な学習機会の創出と展開	生涯学習事業等参加者数	1,578人	2,000人	多様な学習機会の提供を行い、参加者数の増を目指します。
主体的な活動への支援、人材の育成、活用	自主グループ活動団体数	33団体	40団体	生涯学習事業等をきっかけにグループ化を支援し団体数の増を目指します。
地域活動との連携、活性化	生涯学習ボランティア養成講座参加者数	5人	15人	地域との連携により生涯学習ボランティア養成講座参加者の増を目指します。

3-2-2 生涯スポーツの推進

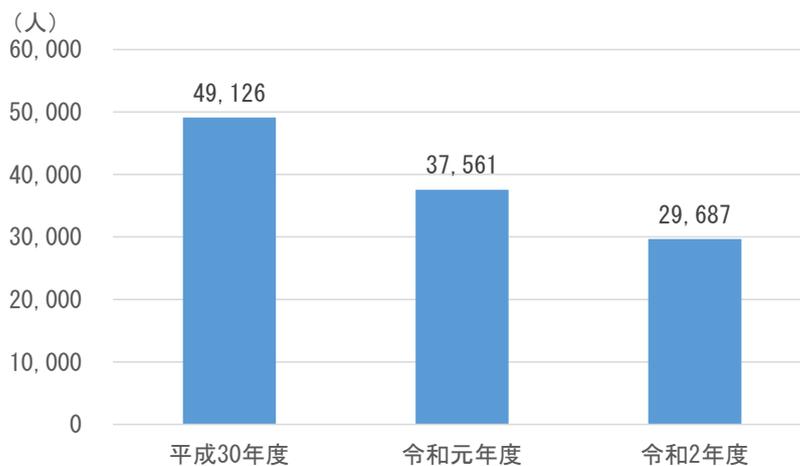
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・誰もが自分の体力に応じてスポーツが楽しめるよう、スポーツに触れ合う機会を提供します。
- ・町民の健康及び体力の保持、増進に取り組むとともに、施設の活用を進めます。

現状と課題

- ・スポーツ少年団は、地域の子どものスポーツ活動の場として重要な役割を担っています。近年、少子化による団員数の減少等の課題が生じています。また、スポーツ活動、大会運営は、スポーツ団体の協力により運営されており、スポーツの推進には、活動を支える指導者や支援者が欠かせません。地域のスポーツ活動を維持するためにも、人材育成に取り組む必要があります。
- ・スポーツ推進委員と連携を図り、スポーツに触れる機会の提供や現在開催しているスポーツ教室等の内容について検討、見直しを図るほか、スポーツ協会とも連携強化を図る必要があります。
- ・誰もが気軽にスポーツできる機会を充実させるため、体育館等運動ができる施設の情報提供や施設の有効活用を図る必要があります。町には体育館1、テニスコート2、野球場1、学校開放として小中学校体育館3がありますが、いずれも建設から年数が経過しています。今後、町全体のスポーツ施設のあり方を検討していきます。特に町民体育館については施設全体の経年劣化が進み、耐震構造や消防設備などの重大な問題を先送りしてきました。その他駐車場の確保が難しい等の課題があり、今後町民体育館のあり方を早急に検討する必要があります。
- ・高齢化社会を見据えて、生涯を通じた運動習慣の獲得、体力づくり、健康づくりを含め関係機関と連携を図りながらスポーツ活動への参加を促進する必要があります。
- ・各種スポーツ団体の会員は、高齢化や会員数も減少しています。その影響や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、町民体育館や小中学校体育館の利用者が年々減少しています。



※補足：

- ・平成30年度から令和元年度の利用が減少した原因として、田上町交流会館のオープンが影響したと考えられます。
- ・令和元年度から令和2年度の利用が減少した原因として、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したと考えられます。

町内体育施設利用推移

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)生涯スポーツの普及、啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベント、教室の開催等気軽にスポーツに取り組める機会の提供をしたり、広報、ホームページなどで、情報提供を行います。 ・指導者の育成、研修会等を実施します。 ・健康寿命の延伸につながる健康、体力づくりの機会の提供を行います。 ・個人でもできる健康、体力づくりの場の提供をします。
(2)スポーツ施設の管理、運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設の有効活用、管理運営体制の確立を行います。 ・スポーツ施設の今後のあり方について考えていきます。特に町民体育館について早急に検討を行います。
(3)スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体の育成、指導者の養成、支援を行います。 ・スポーツ活動を奨励します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
生涯スポーツの普及、啓発	日常的に運動習慣のある人の割合	16～39歳男性 27.7% 16～39歳女性 20.2% 40～64歳男性 30.4% 40～64歳女性 16.3% 65歳以上男性 44.4% 65歳以上女性 35.9%	16～39歳男性 35.0% 16～39歳女性 30.0% 40～64歳男性 40.0% 40～64歳女性 30.0% 65歳以上男性 50.0% 65歳以上女性 50.0%	第3次田上町健康増進計画の運動習慣がある人の割合増を目指します。
スポーツ施設の管理、運営	町民体育館の今後の方向性の決定	—	決定 (方向性に基 づいた対応 含む)	今後方向性を検討するため。
スポーツ活動の振興	スポーツ競技団体の増加	11団体	13団体	新たな団体の立ち上げ、支援を行いスポーツ協会の構成団体数を増やします。

第3節 芸術・文化の振興

3-3-1 芸術・文化の振興

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・田上町交流会館を活用した芸術、文化に親しむ機会を提供し、町内外の人々の交流を生み出します。
- ・様々な芸術、文化活動が自主的に行えるよう、各団体やサークルの支援を行います。

現状と課題

- ・田上町交流会館を拠点に、文化祭や展示会、コンサート等多彩な芸術、文化活動が行われています。また、町民ギャラリー等で様々な芸術作品等を展示し、日常的に美術、芸術に触れる事ができる機会を提供しています。
- ・人々の価値観が多様化する中、地域に根づいた芸術、文化に接することが求められています。加えて、人々の交流が生まれるように、情報の発信をする必要があります。
- ・田上町交流会館での芸術、文化活動を通して町内外の交流を促進する必要があります。
- ・町文化活動の中心的役割を担っている文化協会は、団体によっては高齢化や、会員の減少傾向が進んでいます。多くの町民が文化、芸術に触れ自主的な活動が行われるよう、文化団体をはじめとした活動の支援、指導者の育成を図る必要があります。

田上町文化協会会員数（令和2年度）

部門	団体名	会員数	部門	団体名	会員数	部門	団体名	会員数	部門	団体名	会員数
美術	山翠書道会	14名	音楽	松羽会	6名	音楽	カラオケ松美会	11名	生活	田上3B体操	3名
	田上町楽陶会	16名		田上竹友会	2名		越後蒲原ふれあい座	1名		ファイナル	16名
	絵画教室	7名		新潟楽々会	8名		越後蒲原・薩摩琵琶の会	4名	合計 246名		
	水墨画同好会	7名		大正琴あじさい会	7名	文芸	田上俳句会	4名			
	田上書道教室	25名		音楽指導者の会	8名	生活	草月流	2名			
音楽	コーラスたがみ	17名	田上甚句太鼓保存会	14名	古流松藤会		2名				
	あるもにあ	11名	レクダンスひまわりの会	20名	小原流		1名				
	田上町唱歌・童謡の会	30名	プレスト	2名	ヨガサークル	8名					

資料：田上町文化協会

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 芸術行事等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭等魅力ある文化行事の開催を、町民との協働のもとに推進します。 ・田上町交流会館を活用した多様な芸術、文化、文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会を充実させます。また、町内外問わず芸術、文化を通じた交流ができるよう情報発信を行います。
(2) 芸術、文化団体の指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会をはじめとした各種芸術、文化団体の育成、支援を行います。 ・指導者ボランティアの育成を行います。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
芸術行事等の充実	文化祭への参加者数	1,344人	1,800人	魅力ある内容にするため多様な機関、人々と連携し内容の充実を図り参加者、来場者の増を目指します。
芸術、文化団体の指導者の育成	文化協会会員数	246人	300人	文化祭等を通じPRを行い、新規会員数の増を目指します。

3-3-2

文化財と伝統芸能の継承

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・指定文化財の適切な管理と公開に努めます。
- ・伝統芸能の保存と継承に努めます。

現状と課題

- ・町内では、国指定 2、県指定 2、町指定 8 の文化財が指定されています。また、町内には 64 の埋蔵文化財包括地があり、数多くの埋蔵文化財が発掘されています。
- ・文化財や歴史に関する講座を開催すると参加者は一定数いますが、参加者の固定化の傾向が見られます。今後まずは、幅広い町民から文化財や埋蔵文化財を知ってもらう必要があります。
- ・町内集落には伝統芸能が 2 つ存在します。しかし、担い手の高齢化や減少、新たに参加する若手の人も少なく、伝承が厳しい状況にあります。今後も貴重な伝統芸能を絶やさないようするため、幼い頃から伝統文化に触れる機会を提供していく必要があります。

田上町指定文化財・伝統芸能一覧

No.	指定	種別	名称	指定年月日	No.	伝統芸能団体名	会員数
1	国	天然記念物	田上村ツナギガヤ自生地 (護摩堂山)	大 11.10.12	1	田上甚句太鼓保存会	10名
2		天然記念物	了玄庵のツナギガヤ	大 11.10.12	2	湯川五社神社伶人会	10名
3	県	彫刻	(木造)薬師如来坐像	昭 43. 3.29	3	川前神楽	活動休止中
4		考古資料	行屋崎遺跡出土品 77 点	平 29. 3.21			
5	町	建造物	椿寿荘	昭 62.11.17			
6		史跡	護摩堂城址	昭 62.11.17			
7		彫刻	金銅菩薩形懸仏	平 12. 4.12			
8		彫刻	如来形石仏板碑	平 12. 4.12			
9		歴史資料	吉沢甚右衛門家資料	平 12. 4.12			
10		無形民俗文化財	湯川五社神社神楽	平 12. 4.12			
11		考古資料	道下遺跡出土・石硯	平 12. 4.12			
12		史跡	伝平賀宝山の墓	平 16. 3.29			

田上町指定名木一覧

No.	名称	指定年月日	所在地
1	薬師の桜	昭 51. 9. 1	田上
2	百日紅	平 6. 4. 1	田上
3	東龍寺杉	昭 49. 8. 1	田上
4	霜ふり五葉	昭 49. 8.25	田上
5	高野槇	昭 63.12. 8	下吉田
6	かや	昭 49. 8.25	下吉田
7	越の彼岸桜	昭 51. 9. 1	田上

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)文化財の保存・活用	・文化財や埋蔵文化財などの文化的遺産等・郷土資料の適正な保管、収集、管理を行います。また歴史、文化に関する講座を通して、文化財に関する意識の啓発を行います。
(2)伝統芸能の継承	・各種保存団体との連携による伝統芸能の発表の場、PR 活動の促進、後継者の育成支援を行い、学校教育の場等における伝統文化活動の機会の提供を行います。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
文化財の保存・活用	歴史・文化に関する講座の参加者	12名	30名	歴史研究会等と連携し、講座内容を充実させ、参加者の増を目指します。
伝統芸能の継承	地域等での伝統芸能発表の場の参加者数	10名	15名	発表機会を作り、周知を図ることにより知名度を上げ、参加者数の増を目指します。

第4章 交流とにぎわいで活力あふれるまち

第1節 農林業の推進

4-1-1 農林業の振興

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・農家数の減少や高齢化が進む中で、担い手の確保や農業経営体の法人化、農地の流動化※の促進などにより経営基盤の強化を進め、安心して作物づくりが継続できる環境整備を図ります。
- ・森林整備が円滑に行えるよう森林台帳の整備に努め、森林資源の確保及び整備を充実させ、森林を活用した林業振興の推進を図ります。

現状と課題

- ・農林業センサスによると町の農林業経営体数は、令和2年に186経営体となっており、平成27年より約19%減少しています。また、農業者の高齢化も進んでいます。農業経営体数の減少に対応するため、農業の担い手の育成や法人化を検討する経営体・集落営農組織への支援、これによる農地流動化、農用地の高度利用※の体制づくりや、農業用機械等の共同利用、新規就農者等への農地のマッチングを進める必要があります。
- ・また、米等の需要に応じた生産の促進や所得向上につながる取り組みとして、経営所得安定対策制度を活用した大豆、そば、米粉用米、加工用米等の戦略作物の生産を進めながら、あわせて環境に配慮した環境保全型農業※の取り組みを進める必要があります。
- ・樹園地では老木化や連作障害に対する対策が求められているほか、有害鳥獣捕獲者の不足により有害鳥獣からの被害が増加しています。
- ・林業では、森林所有者の高齢化等により森林の境界や所有者の特定が困難になりつつあります。また、木材需要の低迷や労働力不足・高齢化による造林意欲の低下により、町の山林では森林資源の活用が低迷しており、加えて景観形成への影響も憂慮されます。

農林業経営体数

(単位：戸)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
個人経営体	315	269	218	179
法人	3	6	5	2
集落営農等	0	7	6	5
合計	318	282	229	186

資料：農林業センサス

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)経営基盤の強化	・農地の利用集積やほ場整備事業の実施による経営規模の拡大、農用地の高度利用、作業体系の効率化の向上に加え、米等の需要に応じた取り組みによる農業所得の向上、園芸振興、環境に配慮した環境保全型農業の推進を図ります。
(2)担い手の育成	・個人経営体、農業法人、集落営農組織等への国・県の政策に関する情報提供や農業用機械・施設園芸導入に対する支援、新規就農者の確保・育成を図ります。
(3)樹園地への支援	・老木化や連作障害が深刻な問題となっている樹園地の改植等の支援を行います。
(4)有害鳥獣捕獲の担い手確保	・有害鳥獣捕獲者の担い手の確保を行います。 【想定される実施事業】 ・有害鳥獣対策事業
(5)森林資源の保全・活用	・森林の土地所有者、境界に関する情報整備により、効率的な施業集約化を図るとともに、森林環境譲与税や森林環境保全整備事業等の活用・促進により、自然環境の保全と景観形成に配慮しながら森林資源の保全・活用を行います。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
経営基盤の強化	担い手への利用権の設定割合	69.0%	90%	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標年度(令和5年度)を参考に算出しました。
担い手の育成	認定農業者の確保	103人	103人	今後の離農者、新規就農者等を勘案して算出しました。
樹園地への支援	果樹栽培農家数	33戸	33戸	今後の離農者、新規就農者等を勘案して算出しました。
有害鳥獣捕獲担い手確保	新規担い手の人数	0人	3人	町猟友会の現状を勘案して算出しました。
森林資源の保全・活用	間伐等実施面積(累計)	29.8ha	45ha	森林環境保全整備事業の活用実績を勘案し算出しました。

【注釈】

※農地の流動化：農地の売買や賃借を盛んにすることで、経営規模を拡大し、機械化によって生産性を高めること。

※農用地の高度利用：稲作から他の作物への転作など、収益性の向上を目的とした農地利用を行うこと。

※環境保全型農業：化学肥料、農薬の使用を抑え、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

第2節 商工業の育成

4-2-1 商業・サービス業の育成

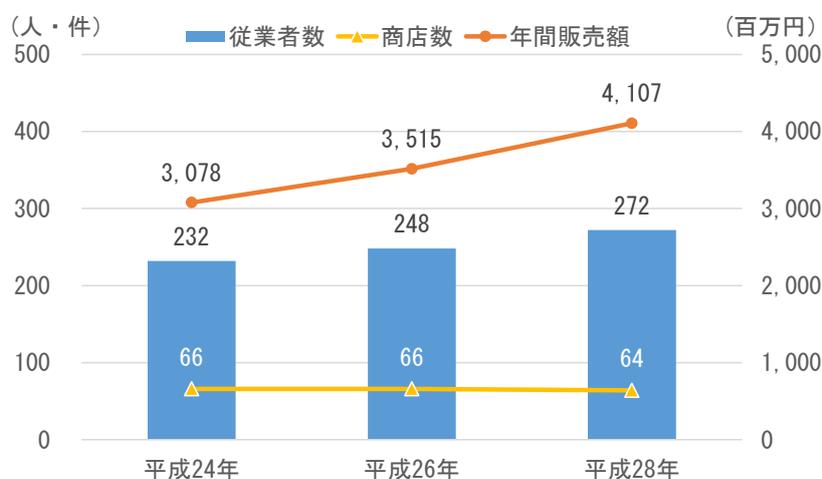
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・産業の活性化に努め、既存企業の育成・支援及び起業支援を図ります。

現状と課題

- ・町の商業・サービス業は、中小・小規模事業者が多く、今回の新型コロナウイルス感染症拡大のように他地域の経済動向に左右されやすく、あわせて小売業等の廃業が相次いでおり地域活力の低下が懸念されています。一方、新型コロナウイルス感染症による経済対策として、商品券事業、飲食券事業により町内小売店等での消費拡大につなげることができました。
- ・各事業所の課題として後継者対策、事業承継対策が重要課題です。あわせて、今後の企業活動及び地域コミュニティ活動を担う人材としても、人材の育成、確保が必要です。また、起業につながる支援が必要です。
- ・国道403号バイパスの開通、「道の駅たがみ」の開業により町外からの来訪者が増えています。こうした状況の中、多くの方に町の魅力を知っていただくため、各産業の連携を促進するとともに、地場製品の付加価値向上による町経済活動の活性化を図る必要があります。
- ・地域の経済状況・ニーズに適した施策を行うため、事業所への定期的な訪問や関係団体からの情報収集の必要性があります。
- ・小規模企業振興基本条例に基づく計画を策定し、町内事業所の振興に努める必要があります。



商業の推移（小売業）

資料：商業統計調査

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)魅力ある個店づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活力の低下が懸念される中、中小企業大学等を活用した人材育成を図りつつ、後継者・事業承継者対策及び起業支援を行い、地域活力の向上を図ります。 ・町内事業所への訪問等により各事業所の実情を把握しつつ、各種制度融資の活用を促進、それに伴う経営基盤の強化を促します。 ・小規模企業振興基本条例に基づく計画を策定し、町内事業所の振興に努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校受講料助成 ・各種制度融資
(2)組織活動や共同事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業との連携による地場製品の付加価値の向上、商工会への補助を通じた事業所の経営支援、相談活動の実施を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商工連携協議会（ブランド戦略協議会）、商工会への補助

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
魅力ある個店づくり	起業・創業に関する支援策の新設・拡充及びその利用件数	0件	3件/年 (年度あたり)	起業・創業に関する町の支援策について、商工会をはじめ関係機関等と協議し補助制度等の新設・拡充を図ります。現在、小売・サービスなどのうち5年で1割程度の事業所が起業・創業すると想定した中で支援策を活用する事業所数を見込みました。
組織活動や共同事業への支援	まちづくり団体等への支援	1団体	2団体 (累計)	町のブランド力の向上を目指し、農業、商業、工業者の方やまちづくりに興味関心がある方を中心に団体を設立し、支援を行っていきます。

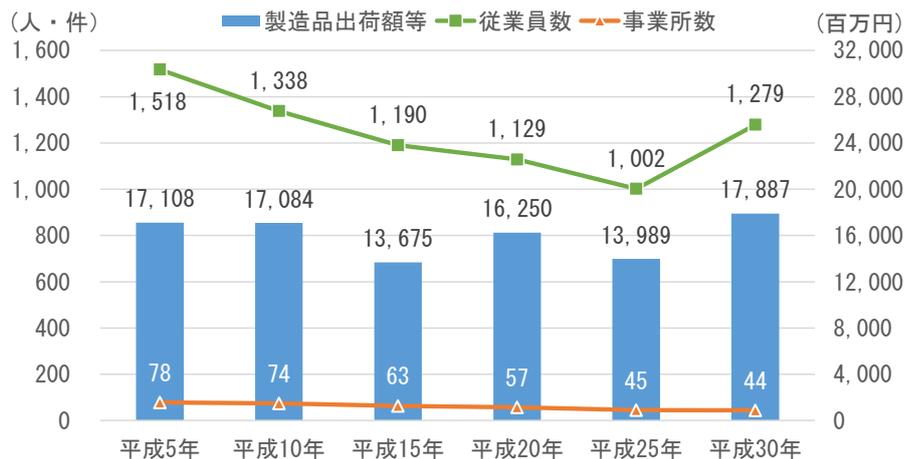
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・町内事業所の事業継続と今後の育成に努め、制度融資、人材育成制度を継続しつつ、事業継承、後継者対策及び起業支援を図ります。

現状と課題

- ・町の工業は中小企業が多く、新型コロナウイルス感染症に起因するような国内外の経済活動に大きく左右されやすい状況であり、企業経営の安定のため各種制度融資やその都度、町内経済の動向を意識した見直し等が必要です。
- ・全国的に事業所数が減少しており、町も同様の傾向です。後継者対策、事業継承の後押しを関係機関と協力しながら、起業支援をはじめ工業の育成を図る必要があります。
- ・町内事業所への訪問等により各事業所の実情を把握しつつ、地域の経済状況・ニーズに適した施策を行う必要があります。
- ・小規模企業振興基本条例に基づく計画を策定し、町内事業所の振興に努める必要があります。



工業の推移

資料：工業統計調査

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)地域工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等の有利な制度の利用推進を図ります。 ・町内事業所への訪問等により各事業所の実情を把握しつつ、各種制度融資の活用促進・経営基盤の改善を行います。 ・人材育成を目的とした中小企業大学校等の活用を行います。 ・後継者対策、事業継承について、関係機関と連携した相談会などを実施していきます。 ・小規模企業振興基本条例に基づく計画を策定し、町内事業所の振興に努めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校受講料助成

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (平成30年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
地域工業の育成	製造品出荷額等	178億円 (2018年工業統計)	195億円	これまでの町内事業所の出荷額等を考慮し、算出しました(平成30年度の178億円に対し年2%の伸び)。

4-2-3 雇用労働対策の強化

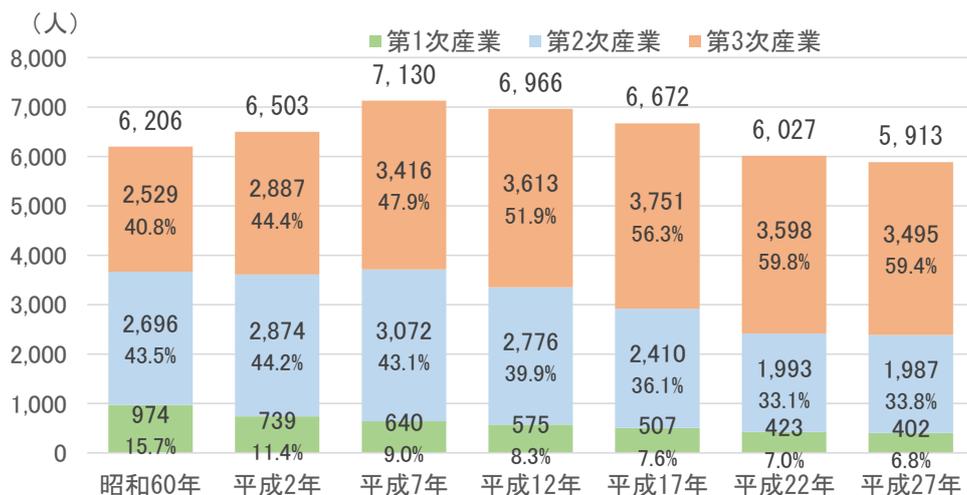
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・各関係機関と連携した雇用に関する情報発信に努めます。
- ・本田上工業団地への積極的な企業誘致による雇用の場の確保とあわせ、既存企業の経営基盤の安定を図るとともに起業支援を行います。

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、一部の業種では業況の改善が見られますが、依然として事業所の経営状況は厳しく、それに伴い雇用情勢も不透明感が増しています。
- ・雇用動向などの情報収集や発信が不足しています。今後、ハローワークや商工会と連携し、情報発信に努める必要があります。
- ・本田上工業団地への企業誘致の促進と、既存企業への支援、起業支援について関係機関と連携した支援が必要です。
- ・後継者対策、事業継承が進んでいないため、将来的に町内事業所が大幅に減少する可能性があります。町の活力維持のためにも事業所支援とあわせ、地域内循環を意識した施策を検討・実施するとともに、雇用の安定・確保が必要です。
- ・公開されている情報を活用し、必要に応じた調査を実施していきます。



産業別就業者数の推移

資料：国勢調査

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)雇用情報の提供と就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働条件の適正化に向けた啓発を図ります。 ・求人情報の提供を図ります。 ・ハローワークや県などと連携した情報発信を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した雇用の情報発信
(2)企業の支援・誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業所への訪問等により各事業所の実情を把握しつつ、地域内循環による地域経済の活性化について調査研究を行うとともに、各種制度融資の活用促進・経営基盤の改善を図ります。 ・関係機関と連携した起業支援を図り、新しい職場の創出を促進します。 ・町内の既存企業の存続を図ることにより就業者の雇用の場を維持します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度融資 ・町内既存企業の後継者対策・事業継承への支援による雇用の場の安定・確保 ・本田上工業団地企業進出補助金 ・起業支援

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
雇用情報の提供と就労への支援	ハローワーク等との連携による相談会への参加人数	0人	10人 (累計)	他自治体の事例等を参考とし、町民の福祉向上のため算出しました。
企業の支援・誘致	本田上工業団地への企業進出数	4事業所	工業団地のすべての用地を販売する	これまでの販売実績から算出しました。

第3節 地域資源を生かした産業の促進

4-3-1 観光の振興

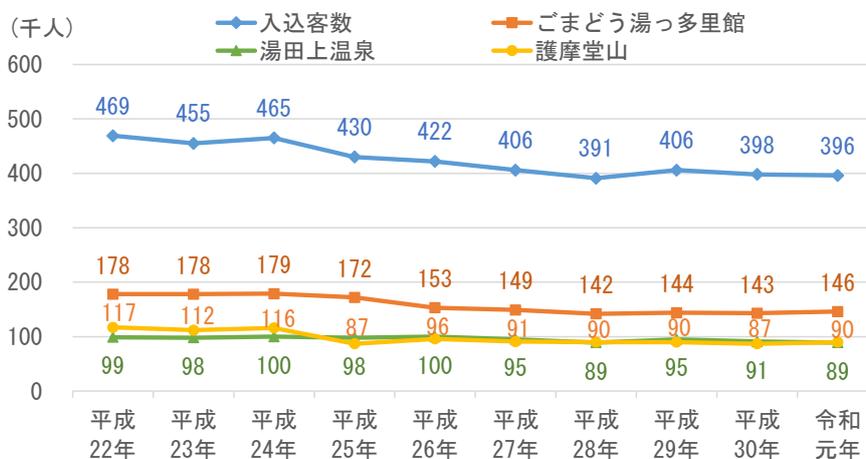
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・観光業、農業、商工業が連携し、観光資源を活用した町全体の各産業の振興を図ります。

現状と課題

- ・湯田上温泉は、営業する旅館が4軒あります。湯田上温泉では地場農産品の割合を増やすため農業者と協力し、「地産地消」を進める必要があります。
- ・椿寿荘、YOU・遊ランド、湯っ多里館及び「道の駅たがみ」は指定管理者制度※で運営しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの施設では利用者数が回復していないため、各施設が連携し、利用者数の増加が求められています。このような中で、「道の駅たがみ」には多くの方が訪れています。ここを拠点として上記の施設だけでなく、町内の商店等へ回ってもらうための仕掛けづくりについて検討を進め、実行する必要があります。
- ・護摩堂山、湯田上温泉一帯の整備を促進し、魅力ある拠点づくりを進める必要があります。あわせて町内の各所を周遊し、滞在時間をのばすよう「道の駅たがみ」を起点とした情報発信やPR体制の強化が必要です。
- ・各種まつりを開催するとともに、関連機関と連携しPR活動を展開する必要があります。
- ・地場産品を活用し、「農泊推進事業※」のような「食」と「農業体験」をテーマとしたコンテンツを開発する必要があります。



入込客数の推移

資料：新潟県観光入込客統計

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)交流拠点の充実と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・散策ルートの見直しや案内板の設置状況の確認及び再整備を検討します。 ・交流拠点である「道の駅たがみ」から各施設への誘導を図ります。
(2)観光・交流企画の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が集まり交流できる魅力あるイベントやまつりの開催・推進を図ります。 ・町内事業所への訪問等により、地場製品の把握や地域資源の磨き上げを通じ、他産業との連携による地場製品の付加価値化を目指します。 ・湯田上温泉の各旅館での地元農産物の活用による、地産地消と田上らしさを打ち出し、利用者の満足度の向上、町のブランド力の向上を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業補助 ・ブランド戦略協議会への補助
(3)PR体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会や旅館組合や県などと連携し、観光キャンペーンの実施などに努めて行きます。 ・「道の駅たがみ」への集客を活かしたPR活動についても検討し、実施して行きます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体との連携強化 ・ホームページ、SNSなどでの観光情報発信 ・マスメディアの積極的な利用

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
交流拠点の充実と活用	「道の駅たがみ」の来訪者数	月 20,000 人	月 25,000 人	現況及び近隣施設を参考に算出しました(レジ通過者数を参考)。
観光・交流企画の拡充	イベントの開催数	0 回	5 回	令和2年度は町観光のPRができなかったため、新型コロナウイルスが終息した後、従来以上の開催数を目指します。
	ブランド戦略協議会への支援を通じた町ブランド力の向上	地場産品を活用した高付加価値商品の開発実績：10品	5年で10品程度の商品開発及び従来からの商品とあわせてのブランド化	地場特産品の開発を促進し、あわせて町全体の産業からのアプローチによるまちづくりを推進し、産業振興を推進します。
PR体制の強化	入込客数(「道の駅たがみ」を含む)	449,163 人	1,400,000 人	県央地域を中心とした、町を含む広域での連携事業を推進します(DCキャンペーン※の枠組みを活用)。

【注釈】

- ※指定管理者制度：自治体が公の施設の管理・運営を、民間事業者・団体などに包括的に代行させることができる制度。
- ※農泊推進事業：農山漁村において伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在。古民家を活用した宿泊施設など、旅行者のニーズにあった多様な宿泊手段により農山漁村に滞在し魅力を味わってもらう事業。
- ※DCキャンペーン：JRが現地の自治体や旅行会社などと協力し、地域の新たな魅力を発信し誘客する国内最大級の観光キャンペーン(デスティネーションキャンペーン)。

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・「道の駅たがみ」はまちづくりの拠点であり、地域資源の一つでもあります。そこをうまく活用しながら、にぎわいづくりを促進します。
- ・ブランド戦略協議会において農産物の有利販売に向けた検討を図ります。
- ・竹の子生産組合等と連携を図りながら、竹林整備の推進に努めます。
- ・竹林資源を有効活用した製品の開発を行います。

現状と課題

- ・令和2年度に「道の駅たがみ」が開業し、多くの方が訪れており、町内外の人々の交流を生む重要な地域資源になっています。観光面だけでなく、そのにぎわいを活かして周辺の施設も活用しながら、多様な団体が主体的に関わるようなまちづくりの拠点として活用していく必要があります。
- ・農業産出額が伸び悩んでいます。今後、農産物の有利販売につながる田上町産農産物のブランド化や農産物の加工による付加価値商品の開発などを図るとともに、あわせて特産品等の開発支援を行う必要があります。
- ・県内でも有数の面積を有するが故、整備が必要な竹林が多くあります。その竹林の整備に向け町をはじめとした関係機関や、所有者などの一層の連携・協力が必要です。
- ・放置竹林整備の推進及び間伐竹の有効利用を図るため、竹の子生産組合等の竹林整備を推進する組織体制等の整備が必要です。

農業産出額の推移

(単位：千万円)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
米	77	80	92	84	85
野菜（露地）	24	24	24	22	22
果樹	6	7	7	7	6
その他耕種作物	5	6	5	5	5
畜産	16	14	14	16	15
合計	128	131	142	134	133

資料：農林業センサス、農林水産統計年報

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)道の駅の地域資源としての活用と、まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅たがみ」及び周辺施設を、産業、観光、交流など多面的に活用できる重要な地域資源として捉え、多様な団体の活用を促進し、まちづくりを進めていきます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元3大学との連携強化
(2)新たな事業展開の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ブランド戦略協議会」での検討を踏まえた町の地域資源・強みを活かした新たな事業展開を商工会・JA等と連携し進めていきます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド戦略協議会への補助 ・ふるさと応援寄附金の強化
(3)竹の里づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・竹の子生産組合等の関係団体による竹の活用方法に向けた取り組みの支援、間伐材の有効利用の促進を図るため研究を行い、利用促進を図ります。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹の子生産組合や町等との連携による取り組み

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
道の駅の地域資源としての活用と、まちづくりの推進	「道の駅たがみ」に関わる団体数	2団体	5団体	「道の駅たがみ」等を活用する団体を増やすことで、幅広いまちづくりにつなげます。
新たな事業展開の促進	入込客数(「道の駅たがみ」を含む)	449,163人	1,400,000人	「道の駅たがみ」開業後、多くの方が来場し町内へ交流人口として、来町しています。この流れを加速させるため、地場特産品の開発を行い、あわせて町全体の産業からのまちづくりを推進し、産業振興を推進します。
竹の里づくり事業の推進	竹に関するイベントの参加人数	50人	100人	町の特産である竹の子について、PRにより単価を引き上げ生産者の所得向上を目指すため、田上の竹の子について周知を図ります。

第5章 きずなと協働でつながるまち

第1節 町民参加の基礎づくり

5-1-1 人権の尊重と男女共同参画の推進

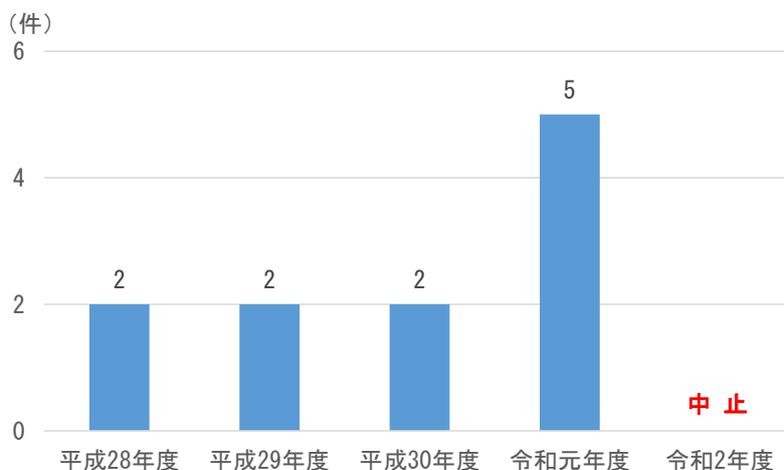
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・町民一人ひとりが高い人権意識を持ち、個人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現のため、人権教育・啓発の推進を図ります。
- ・様々な場面で積極的に女性の登用を図り、女性の意見を採用していきます。

現状と課題

- ・関係機関や人権擁護委員と連携を図り、人権相談会を開催し人権侵害事案の解決に努めています。今後も相談体制の充実に取り組んでいきます。
- ・差別行為に繋がる身元調査を防ぐため本人通知制度を実施しています。しかしながら町においては利用者が少ない状況であるため、利用者の増大を図るための更なる啓発活動に取り組んでいきます。
- ・高度情報化社会の進展に伴い、インターネットを使用した人権侵害などに対する取り組みとしてモニタリング事業を実施しています。今後も教育委員会と連携し、取り組みを強化していく必要があります。
- ・平成28年に障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法が施行され、一人ひとりが人権意識を高め、人権を尊重し合える社会を築くことが一層求められています。
- ・女性が各審議会や委員会等に参加しやすい環境整備づくりを各事業所に働きかけることが重要です。



「人権相談会」相談件数

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)人権尊重に向けた啓発の推進	・人権教育・啓発推進計画を策定し、計画に基づいた教育・啓発の推進を図っていきます。また、関係機関と連携して人権尊重に向けた啓発の推進と職員への研修の推進に努めていきます。
(2)人権相談体制の充実	・人権相談会を開催し、人権問題や人権侵害に関する相談体制の充実を図ります。
(3)男女共同参画意識の啓発	・男女ともに意識啓発を図り、互いを尊重した男女共同参画社会を推進します。

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
人権尊重に向けた啓発の推進	モニタリング事業の実施回数	月2回	月2回	現在の実施回数を維持します。
人権相談体制の充実	人権相談会の実施	年2回	年2回	現在の相談回数を維持します。
男女共同参画意識の高揚	行政委員会における女性委員の割合	30.4% (7/23人)	34.8% (8/23人)	現況値は県内市町村で最も高い割合。さらに1人増を目指します。

第2節 町民の参加・交流の促進

5-2-1 コミュニティ活動の促進

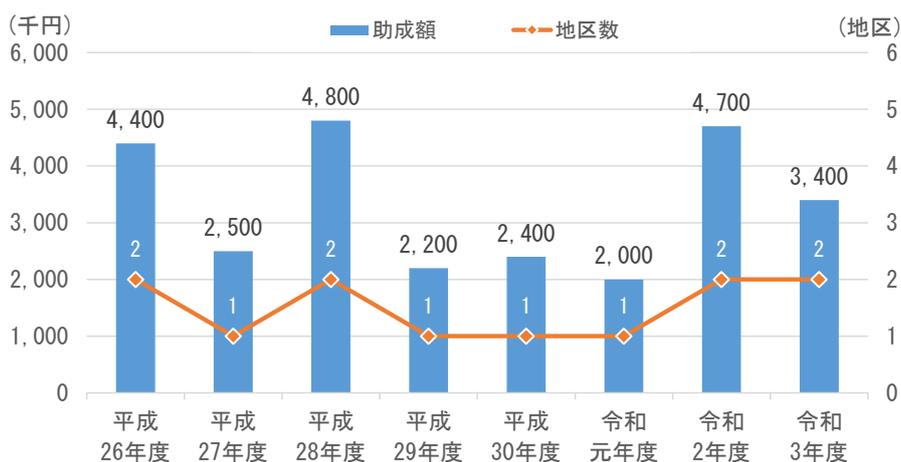
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・町民と行政が協力しながら、持続性のある地域コミュニティ活動ができるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ・現在、43の行政区が形成されており、行政区がコミュニティの中心的な役割を果たしています。コミュニティ活動の活性化を図るため、活動拠点となる地区集会場の施設整備への支援を継続していく必要があります。
- ・町民の多様化したニーズに対応し町政を発展させるためにも、町民との協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。
- ・各行政区に対しては財政支援に加えて、情報発信に関する支援も進めていく必要があります。



コミュニティ事業の助成額と採択地区数

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)コミュニティ活動の条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の活性化を図るため、集落集会場施設整備や施設用地借地料など、活動拠点の支援をします。
(2)自主的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的なコミュニティ活動を支援します。 ・コミュニティ活動の情報発信に関する支援を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館活動助成 ・地区子ども会活動助成

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
コミュニティ活動の条件整備	コミュニティ助成の採択件数	1~2件/年	1~2件/年	活用できる事業を周知し、コミュニティ活動の条件を整備するため、この件数を設定します。
自主的な活動の支援	地区公民館活動助成の受給地区	15地区	18地区	地区公民館活動助成を使って活動を行う地区を増やすことで、自主的な活動を支援し、令和元年実績まで戻します。

5-2-2 町民参加と多様な交流の推進

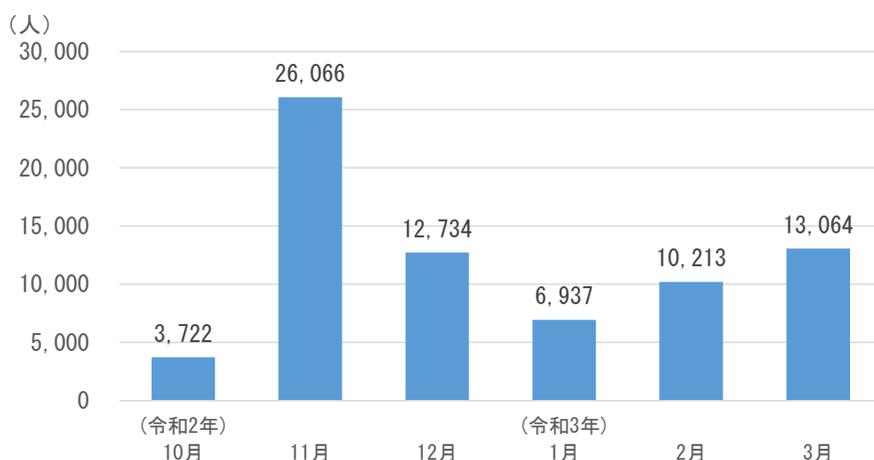
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・行政と町民、事業者とがコミュニケーションを図り、住み続けたい田上町を目指して目的を共有し、一緒に力を合わせてまちづくりを進めていきます。
- ・「道の駅たがみ」の来場者への PR や関東圏での交流事業を通して、町の魅力を広く周知し、町と様々な形で関わる人（関係人口※）を増やしていきます。

現状と課題

- ・多様化する町民ニーズに対応するためには、行政だけの対応は難しくなっています。行政委員や関係団体と連携して町民ニーズの把握やその対応を行っています。
- ・今後は、行政と町民、事業者などが一緒になって目標を定め、その目標に向かって力を合わせて取り組んでいく「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要になります。
- ・そのために、町民からの意見を受け入れる、意見交換できる体制づくりや、ボランティアや活動に参加したい人たちを活かし、マッチングする仕組みづくりが必要になります。
- ・町は、東京都板橋区成増地区と長年に渡り交流事業を行っており、特産品の販売や児童のスポーツ交流を行っています。また、東京在住の田上町出身者で作る「ふるさと田上会」との交流も行っており、どちらの交流活動も関東圏の方と町民が関わりを持つ場となり、町を PR する機会となっています。
- ・しかし、どちらの事業も参加者の減少及び高齢化が進んでおり、交流を続けていくためにも、大きな転換が必要となっています。
- ・令和2年にオープンした「道の駅たがみ」は、連日多くの方が町内外から訪れています。「道の駅たがみ」にある町の特産品やイベント等を通じて訪れた方と新たな交流を図ることで、町と関わるきっかけをつくり、関係人口を増やしていくことが重要です。



「道の駅たがみ」来訪者数(地域連携施設 POS レジ※通過者数)

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)まちづくり推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する町民ニーズに対応するため、まちづくりの目標を共有し、町民参加によるまちづくりの機会や体制をつくり、住みやすく住み続けたい田上町を目指します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民と意見交換できる体制づくり
(2)地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・東京の成増地区やふるさと田上会との交流により、関東圏で町をPRし、認知度を高め町を応援してくれる人や移住先として検討してくれる人など、町と様々な形で関わる人々を増やしていきます。 ・「道の駅たがみ」を訪れる機会を捉え、町をPRし、認知度を高め、町を応援してくれる人や町と様々な形で関わる人々を増やしていきます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと田上会、成増地区交流、成増地区児童交流を通じたPR活動 ・「道の駅たがみ」でのPR活動

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
まちづくり推進体制の強化	まちづくりワークショップの参加者	37人	35人 (1回あたり)	町民のまちづくりへの意識を維持するために、総合計画策定時に実施した時と同程度の参加者数の確保を目指します。
地域間交流の促進	道の駅の情報発信施設でPRするコンテンツ数	3 (町CM、PV チラシ)	4以上	「道の駅たがみ」を訪れる方に町の情報を認知してもらうため、今以上にコンテンツを増やしていきます。

【注釈】

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。二拠点居住をする人、地域にルーツや愛着がある人など。

※POSレジ：商品についているバーコードなどを読み取り、「何を・いつ・いくらで・何個販売したのか」という販売情報を集積するシステムを搭載したレジ。

第3節 効率的な行財政の推進

5-3-1 行政サービスの充実

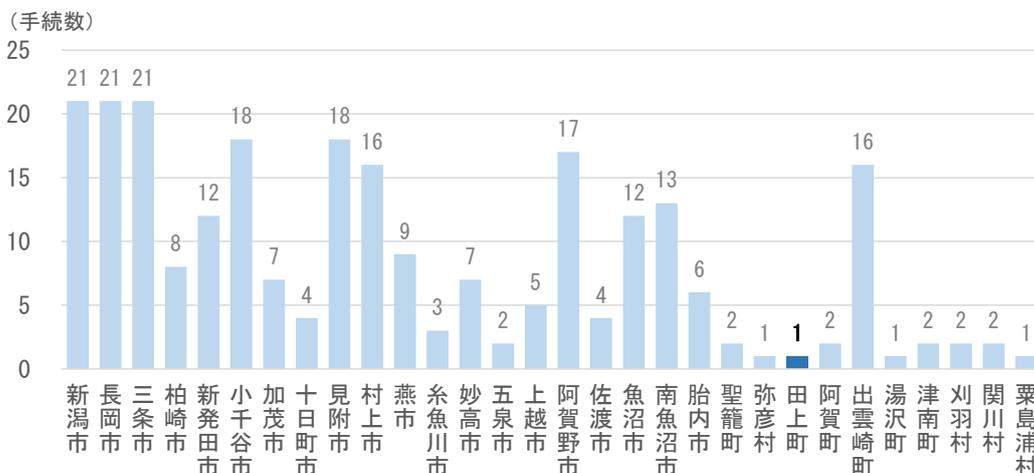
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・自治体 DX*の動きを捉え、町民サービスの向上へと繋げられるよう進めていきます。
- ・町民に信頼される職員を目指し、職員の資質向上を図ります。

現状と課題

- ・町民ニーズや新たな行政課題に対応した職員の資質向上が求められているため、知識を深めるだけでなく、意識を高め職員同士のネットワークを広げられるよう努めています。
- ・1つの課で解決できない課題が増えてきており、課を横断して迅速に対処できるように庁内の職員同士のネットワークを広げる必要があります。また、若年層からの研修参加を促す必要があります。
- ・町では、これまでに庁内業務のほぼすべてをシステム化し、事務の効率化と対応の迅速化を図ってきました。近年は、ICTの急速な発展により、電子申請をはじめとした行政のデジタル化やAIなどを活用して効率的で利便性の高いサービスを提供する「Society5.0」への対応など、国を挙げての対応が求められています。
- ・町での行政手続の電子化は進んでおらず、依然として紙による申請がほとんどです。マイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化を進め、町民の利便性の向上と事務の効率化を図っていかねばなりません。
- ・また、国が推進する業務システムの標準化やそれに伴うガバメントクラウド*の活用、業務見直し等を契機としたAI・RPA*の利用促進が今後求められてきますが、町民サービスを低下させることなく業務を効率化し、システムに係る経費を削減できるよう、検討を進める必要があります。



新潟県内市町村別オンライン手続数 (R2.4.1 現在)

資料：政府CIOポータル（内閣官房）

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)業務改善の推進による町民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体 DX を推進し、窓口業務や手続きの迅速化・利便性の向上を図っていくことで、住みやすい町を目指します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合行政システム整備事業 ・地域情報化推進事業 ・社会保障・税番号制度システム整備事業 ・自治体 DX への対応による事務の効率化と経費削減に向けた検討
(2)職員の意識高揚と人事管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成を行い、職員の適正配置をすることで業務の効率化を図ります。 ・職員研修による職員の企画・政策能力の向上・育成を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内研修の実施 ・研修機関等が開催する研修会への派遣 ・人事評価の充実

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
業務改善の推進による町民サービスの向上	申請・届出等手続きにおけるオンライン手続き業務	1 業務	26 業務	現在は地方税の電子申告のみ対応していますが、マイナンバーカードを使ったぴったりサービスを活用した電子申請を 26 業務検討しているため。
職員の意識高揚と人事管理の充実	市町村総合事務組合開催の研修への参加	6 人	6 人	専門的な知識の向上や職員の資質の向上を目指し、引き続き職員の派遣を行います。

【注釈】

※自治体 DX： デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。

※ガバメントクラウド： 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境。

※RPA： 「Robotic Process Automation」の略。これまで人間が対応していた作業を、AI、機械学習等の認知技術を活用して代行・代替する取り組み。

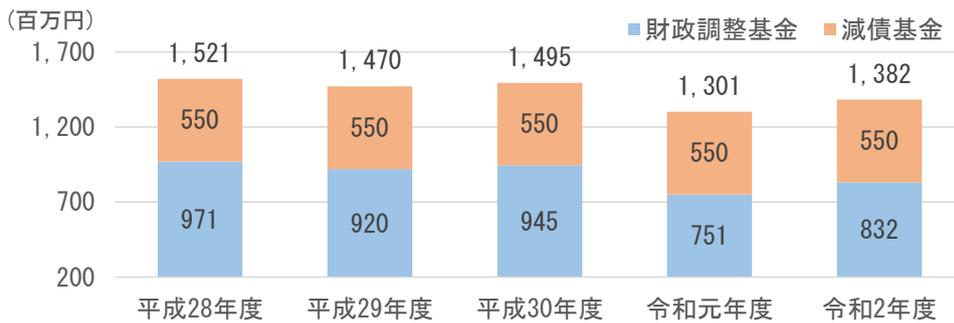
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・自主財源[※]の確保と財政計画を基本とした計画的な財政運営に努めます。
- ・財政状況を踏まえた、施策の展開と町民ニーズへの対応に努めます。
- ・生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が続いているなか、適正な課税と積極的な徴収に努めます。
- ・将来を担う児童生徒が税について関心を持ち、税の意義や役割を理解できるよう租税教育を推進します。

現状と課題

- ・町の財政は、令和2年度に竣工した「道の駅たがみ」関連事業の建設等により、財政調整基金[※]の残高は減少しましたが、令和2年度における財政健全化判断比率[※]によると、それぞれの指数については、健全性が維持されています。
- ・しかし、町の予算は地方交付税[※]に大きく依存しており、国の施策に左右されやすい状態であると同時に、昨今の人口減少による町税等の一般財源の伸びも期待できない状況です。このため、予算編成時において既存の各種事業の必要性や適正規模等を検証、見直しを行い予算要求するように指示しています。
- ・今後、ごみ処分焼却場に係る費用や田上町総合戦略に定めた人口減少対策に取り組むための財源措置、高齢化社会の進展による社会保障費の増額、各公共施設の経年劣化に伴う維持費、新たに設けた公共施設の維持管理費及び公債費の増加など、限られた予算の中での健全な財政運営が課題となっています。
- ・町税は現役世代の割合が低下し、年金受給世代の増加による個人住民税の減収や、国内経済状況の悪化の影響による法人住民税の低迷など、個人法人ともに住民税の増収が期待できない状況になっています。また、固定資産税は土地（宅地）の価格が下落していることにより、年々減少しています。そうした状況において、将来を担う児童生徒が税について関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考える自覚を育てるために租税教育を推進していく必要があります。



基金残高の推移 (財調・減債基金) 資料：田上町



町税の推移と収納率

資料：田上町

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 適正な受益者負担や課税と滞納整理の強化等による積極的な徴収などにより自主財源の確保を行います。また、租税教育を通して、納税意識を高めます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な受益者負担等の調査・研究 ふるさと応援寄附金の強化 広告収入の更なる調査研究
(2)効率的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 財源に見合った規模で財政運営を行わざるを得ないため、毎年既存の事業・施策について見直しを行うことや事務事業の改廃や簡素化などにより適正な予算組みを行います。また、経年劣化した施設の今後も踏まえ財政運営を行います。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民ニーズの高い施策、町の活性化を目的とした財源の重点的・効率的な予算配分 各事業の事業評価 財政計画を基本とした計画的な財政運営 公共施設等総合管理計画 各所管の公共施設個別管理計画

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
自主財源の確保	租税教育の推進	租税教室1回 税についての 作文1回	租税教室1回 税についての 作文1回	租税教育推進体制を維持します。
	滞納整理の強化	町税全体の 徴収率 97.3%	町税全体の 徴収率 97.5%	新潟県地方税徴収機構と連携した滞納整理の強化をします。
	財政調整基金残高	831,666千円	500,000千円 以上	予算編成及び補正予算等考慮すると、最低500,000千円必要と考えているため。
効率的な財政運営	財政調整基金残高	831,666千円	500,000千円 以上	予算編成及び補正予算等考慮すると、最低500,000千円必要と考えているため。

【注釈】

※自主財源： 国や都道府県などに依存せず、独自に調達できる財源。

※財政調整基金： 自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

※財政健全化判断比率： 地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4種類。

※地方交付税： どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方公共団体に交付される資金。

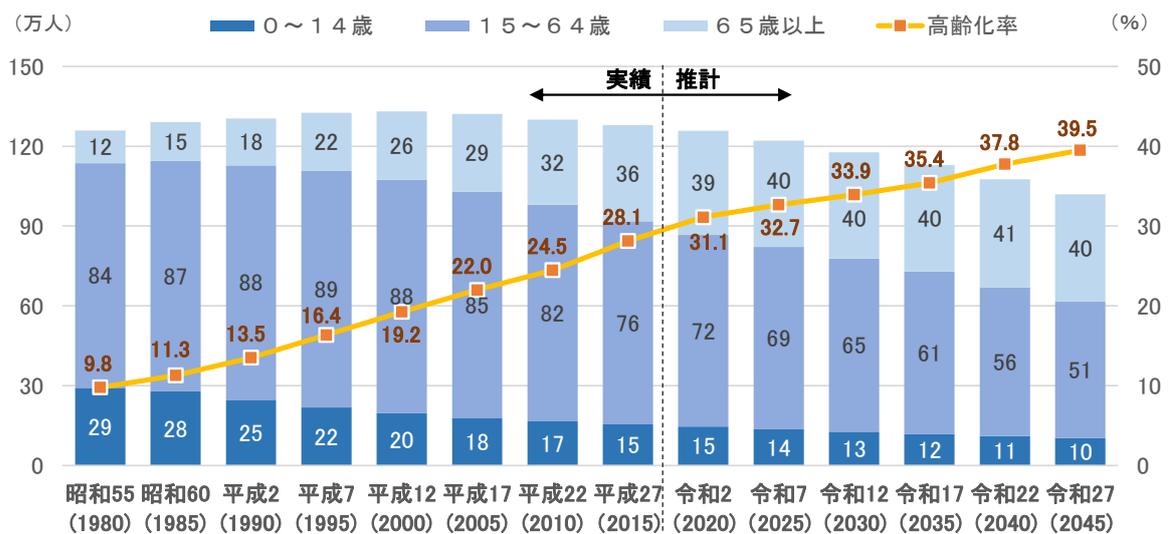
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・人口減少社会を見据えた中で、持続可能なまちづくりをするために関係市町村と様々な分野において連携を図り、コンパクト化、ネットワーク化による行政サービスの維持を目的とします。

現状と課題

- ・人口減少や少子高齢化が進行している中、町でも例外ではない状況になっています。今後町民に対して継続的に行政サービスを提供していくために、市町村間の広域的な連携を広げ、行政サービスを効率的に進めていく必要があります。
- ・また、厳しい地域間競争を生き残っていくためには、市町村という行政区域だけにとらわれず、経済的な一体性を有する広域都市圏の単位で政策を構築し、それぞれの市町村の強みを発揮しながら継続的に発展していくことが求められます。
- ・これまで町では新潟市及び周辺市町村による「連携中枢都市圏[※]」の枠組みの中で、主に観光分野、子育て分野で連携事業を実施してきました。
- ・今後も引き続き構成市町村全体で魅力ある地域づくりを推進し、行政サービスの維持に努めながら、人々が誇りを持って住み続けたいと思えるようなまちづくりを進める必要があります。



圏域の人口推移と高齢化率

資料：第2期新潟広域都市圏ビジョン

施策の展開

施策	施策のねらい
(1) 連携中枢都市圏の事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携中枢都市圏における連携事業を進めることで、行政サービスの維持を図ることはもちろん、町の魅力を高め、住み続けたいまちになるようにします。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域観光周遊ルート形成 ・ 子育て応援パスポート利用促進 ・ 図書館相互利用 ・ 子育て支援センターの連携 ・ 移住・定住促進 など

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
連携中枢都市圏の事業推進	新潟広域市町村圏での連携事業数	28 事業	30 事業	連携中枢都市圏において、市町村間の広域的な連携を深めていくことで継続的な行政サービスの提供を目指して、必要な連携事業を増やしていきます。

【注釈】

※連携中枢都市圏：人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策。町は新潟市と近隣10市町村により構成される「新潟連携中枢都市圏」に含まれる。

第6章 10年後も誰もが住み続けたいまち

第1節 人口問題への対応

6-1-1 人口減少問題への対応

基本方針

■5年後の目標・方針

- ・田上町人口ビジョンの設定した人口を目標に、日常の暮らしの質や経済、産業活動を維持していけるよう、少しでも人口減少を抑えていきます。

現状と課題

- ・町の人口は、平成12年の13,643人をピークに減少が続き、平成27年には12,188人、令和2年は11,227人となっています。
- ・平成27年度に設定した田上町人口ビジョンの目標値を下回る結果となっています。出生数の低下に加え、生産年齢人口、特に20歳から34歳の転出超過が多くなっています。
- ・持続性のあるまちづくりのためにも、人口減少を少しでも緩やかにするため、「田上町総合戦略」を策定する中で人口減少対策を行っていく必要があります。



人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

施策の展開

施策	施策のねらい
(1)人口減少対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用」「人の流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」それぞれの分野において、人口減少の要因となる若年層の転出超過を抑える施策を主に実施し、人口減少に歯止めをかけていきます。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田上町総合戦略の策定、実行

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
人口減少対策の推進	町の総人口	11,227人 (令和2年国勢調査)	10,934人 (人口ビジョン 令和7年推計)	日々の暮らしや地域コミュニティ、経済、産業活動を維持していくためにも、田上町人口ビジョンで設定した人口を下回らないようにします。
	20～39歳の転出超過(転出－転入)	49人/年間	19人/年間	人口減少に大きな影響を与える年代の転出超過を抑えることで、田上町人口ビジョンで設定した人口を下回らないようにします。

第2節 情報の共有及び提供

6-2-1 情報の発信力強化と広報・広聴活動の推進

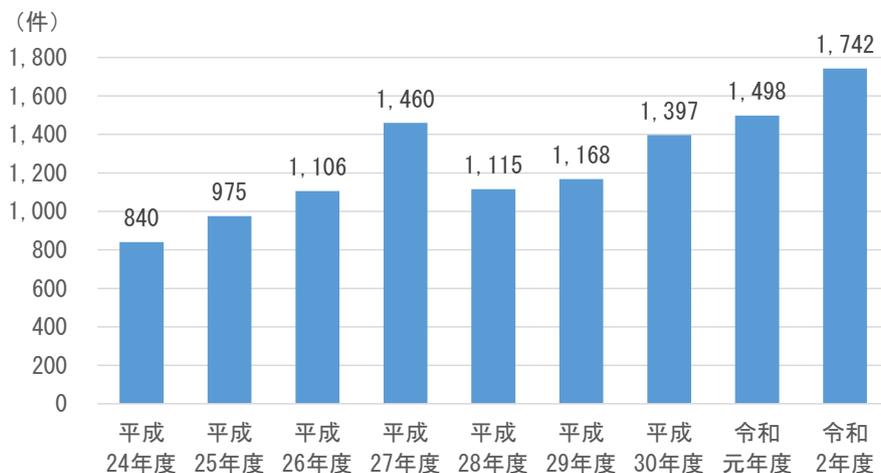
基本方針

■5年後の目標・方針

- ・様々な手段による広報・広聴活動により、町民と行政との間で相互の情報交流が行われ、町民とともにまちづくりを進めることを目指します。

現状と課題

- ・町からの情報を発信するための手段として、これまでの広報紙、ホームページ、メール配信サービスなどの文字情報に加え、防災行政無線を使った音声による情報提供ができるようになりました。また、災害時には広報車による周知、各携帯電話キャリアによる緊急速報メールも活用しています。
- ・しかし、情報を的確に伝えるためには、伝えたい相手に届く情報伝達手段を用いる必要があります。町ではこれまでホームページやメール配信サービスなどを活用していましたが、若年層に利用者が多い SNS は行っていませんでした。
- ・また、これまで ICT を得意としていなかった高齢者にも ICT を使った情報の入手手段の多様化が進んでいます。
- ・情報の発信力強化のためにも、SNS などこれまで活用していなかったデジタルの手段も有効に活用することが今後の検討課題となります。
- ・町民の声を聴き、施策の企画・立案に反映していくことは、地域自治や協働によるまちづくりを進めるために重要です。これまでは主にアンケート調査を行うことで町民の声を集めていましたが、紙によるものに加えてインターネットの活用も始めました。
- ・ICT を活用することは重要ですが、直接声を聴くことも重要です。そのため、町民懇談会やワークショップなど、町民から直接声を聞く機会を設けていくことが必要です。



メール配信サービスの配信アドレス数

資料：田上町

施策の展開

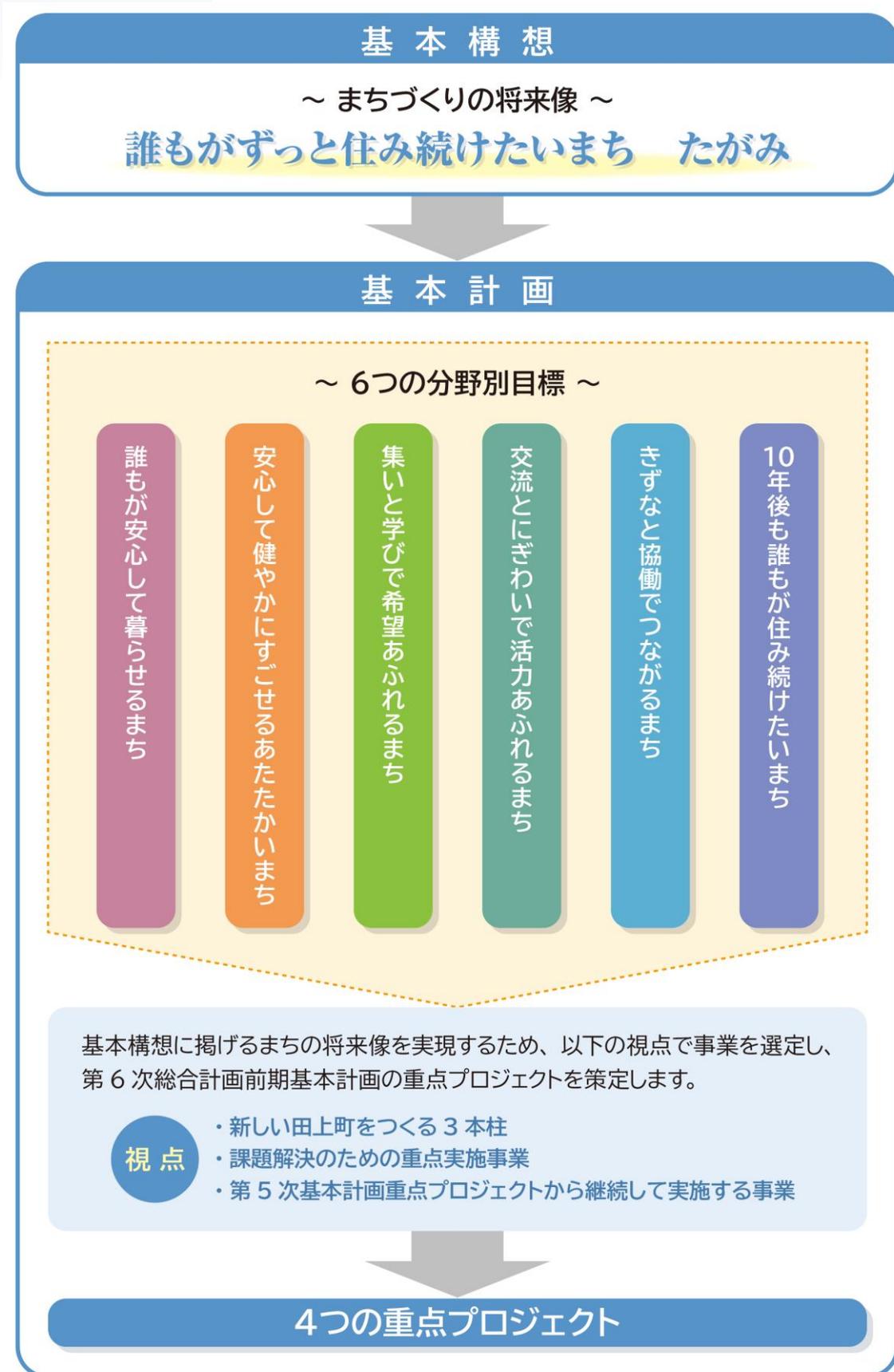
施策	施策のねらい
(1) 広報・広聴体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字、音声、映像など様々なメディアと手法を活かした情報発信、ICTを活用して、行政と町民との情報共有を目指します。 <p>【想定される実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線、ホームページ、SNS、メール配信、YouTube等を活用した情報提供 ・ 町民懇談会やワークショップ等の開催

施策の成果指標

施策	指標	現況値 (令和2年度)	目指す数値 (令和8年度)	算出根拠と理由
広報・広聴体制の強化	町民が情報を受信できる手段の数	8種類 〔内訳〕 広報きずな 生涯学習情報 ホームページ メール配信 (緊急速報メール) 防災行政無線 広報車による広報 YouTube マチイロ	9~10種類	町から提供する情報を受信できる手段を増やすことにより、情報の共有及び町の認知度を高めていきます。

第7章 重点プロジェクト

基本構想及び基本計画、重点プロジェクトの関係図



前期基本計画 4つの重点プロジェクト

●いつまでも安心して暮らせるまちプロジェクト

近年頻発する自然災害への対応や、健康寿命の延伸によって、誰もが安全安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

①防災対策の充実

- ・防災関係機関の能力向上及び連携強化

②冬場の安心な生活環境の確保

- ・効率的な除雪体制の確保
- ・除雪ボランティア組織形成の推進

③健康づくり環境の充実

- ・生活習慣病予防のための取組の推進

④いつまでも安心して暮らせる環境

- ・高齢者が活躍できる環境づくりの推進
- ・新しい公共交通の運用
- ・住環境づくりの促進

⑤快適な生活環境の確保

- ・清掃センターの改修・新築の検討

●安心して子育てできるまちプロジェクト

誰もが安心して子どもを育てることができ、また、子どもが健やかに育つようなまちづくりを進めます。

①子育て支援・環境の充実

- ・子育て支援策の充実
- ・既存施設を活用した子どもの遊び場の提供

●自然豊かで活力あるまちプロジェクト

町の豊かな自然を維持しつつ、「道の駅たがみ」を拠点として、魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

①道の駅を拠点としたにぎわいづくり

- ・「道の駅たがみ」から町内各商店や事業所・観光施設などへの誘導

③地域での雇用の創出

- ・本田上工業団地への企業誘致
- ・起業に対する支援

②田上町ブランド戦略

- ・田上町ブランドの形成

●住んでみたい・住み続けたいまちプロジェクト

人口減少社会の中でも、誰もが住んでみたい、そして住み続けたいと思う持続性のあるまちづくりを進めます。

①人口減少への対応

- ・総合戦略の実施

③新しい施設を活用したまちづくり

- ・田上町交流会館・地域学習センター・「道の駅たがみ」の有効活用

②持続性のあるまちづくり

- ・健全な財政運営

第8章 計画の実現に向けて

基本計画や重点プロジェクトで策定した個別の施策を効率的・効果的に推進するための体制や進行管理の体制を示します。

8-1 計画の推進体制

(1) 庁内における計画推進体制

総合計画の実現に向けて、すべての職員がその責任と権限に応じて創意工夫しながら、施策を推進し、事業を実施します。

町の施策や事業に関する情報は、広報きずなや町ホームページ、SNS などの広報手段を通じて、幅広い情報提供に努めます。

また、重点プロジェクトに掲げる重点的、分野横断的な取り組みを推進するため、分野間の連携を密にするとともに、必要に応じて庁内課長会議で協議し、連携して進めていきます。

(2) 町民・事業者・各種団体等との関わり

計画推進にあたっては、町民や事業者、各種団体など民間も一体となったまちづくりを行います。

8-2 計画の進行管理

(1) 庁内における進行管理

目標とするまちづくりを実現するため、第6次総合計画に位置づけられた事業を着実かつ効率的・効果的に推進していく必要があります。

このため、担当課・局が主体となり、各年度単位で個別事業の進捗確認と評価を行い、次年度以降の事業の改善につなげます。

(2) 外部の目線による進行管理

外部の委員で構成される審議会を評価機関として位置づけ、各施策の評価とともにPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行います。また、後期基本計画策定の際には、各施策の成果指標の達成度を参考にしながら、見直しも含めた検討を行います。

8-3 SDGs との関係

総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs※の目指す 17 の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、職員一人ひとりが意識を持ち、総合計画の推進をはかることで、SDGs の目標達成に資するものと考えます。

SDGs に掲げられた 17 の目標



【注釈】

※SDGs：「Sustainable Development Goals」の略。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す考えで、2015年の国連サミットにおいて2030年を達成期限とした17のゴールが掲げられた（持続可能な開発目標）。

■ 施策の体系と SDGs の 17 の目標との関連表

分野別目標	施策の方向	基本施策		
誰もが安心して暮らせるまち	1-1 安全な生活の確保	111	防災対策の充実	
		112	河川の整備	
		113	消防・救急体制の充実	
		114	雪対策の強化	
		115	交通安全・防犯対策の強化	
	1-2 環境にやさしいまちづくりの推進	121	自然環境の保全と景観形成	
		122	排水処理の充実	
		123	ごみの減量化・リサイクルの推進	
	1-3 快適な住環境の整備	131	道路の整備	
		132	公共交通の充実	
		133	総合的土地利用での住環境の整備推進	
		134	公園・緑地の整備	
		135	水道の安定供給	
	安心して健やかにすごせるあたたかいまち	2-1 保健・医療の充実	211	保健事業の充実
			212	健康づくりの推進
213			地域医療の充実	
2-2 高齢社会対策の充実		221	長寿時代のまちづくり	
		222	高齢者福祉の充実	
		223	生きがい対策の充実	
2-3 あたたかな福祉の推進		231	福祉風土の醸成	
		232	障がい者福祉の充実	
		233	児童・母子（父子）福祉の充実	
		234	社会保障の充実	
集いと学びで希望あふれるまち		3-1 子ども達への教育	311	幼児教育の充実
			312	家庭・地域との連携
	313		田上の 12 か年教育の推進	
	314		教育支援の充実	
	3-2 生涯学習の推進	321	生涯学習の推進	
		322	生涯スポーツの推進	
	3-3 芸術・文化の振興	331	芸術・文化の振興	
		332	文化財と伝統芸能の継承	
交流とにぎわいで活力あふれるまち	4-1 農林業の推進	411	農林業の振興	
	4-2 商工業の育成	421	商業・サービス業の育成	
		422	工業の育成	
		423	雇用労働対策の強化	
	4-3 地域資源を生かした産業の促進	431	観光の振興	
432	地域資源を活用した活動の促進			
きずなと協働でつながるまち	5-1 町民参加の基礎づくり	511	人権の尊重と男女共同参画の推進	
	5-2 町民の参加・交流の促進	521	コミュニティ活動の促進	
		522	町民参加と多様な交流の推進	
	5-3 効率的な行財政の推進	531	行政サービスの充実	
		532	健全な財政運営の推進	
		533	広域行政の推進	
10年後も誰もが住み続けたいまち	6-1 人口問題への対応	611	人口減少問題への対応	
	6-2 情報の共有及び提供	621	情報の発信力強化と広報・広聴活動の推進	

